

秘



法律  
取調  
委員  
会

民法草案債權擔保編議事筆記

自第七十二回  
至第七十六回

日本學術振興會

民法草案債權擔保編議事筆記第七十二回

自第一千四百七條  
至第一千六百十條





XB300  
N 2  
2 d1

○商法關係諸法		
小商人ノ範圍ニ關スル勅令案議事速記録	一冊	
外國人又ハ外國法人ノ權利ノ目的タル不動産ニ關スル勅令案 議事速記録	一冊	
外國會社ノ支店及ヒ外國人カ設立シタル會社並組合ニ關スル勅令案 議事速記録	一冊	
○訴訟法		
民事訴訟法筆記	七冊	
民訴聯合會議事速記録	一冊	
民訴議事速記録	三六冊	
訴答文例	一冊	
人事訴訟手續法議事速記録	一冊	
非訟事件手續法議事速記録	一冊	
○刑法		
刑法聯合會議事速記録	五冊	
○諸法		
法例議事速記録	二冊	
國籍法並明治六年第百三號布告改正案議事速記録	一冊	
戶籍法議事速記録	一冊	
不動産登記法議事速記録	三冊	
不動産登記法整理會議事速記録	一冊	
船舶登記規則議事速記録	一冊	
船舶法議事速記録	一冊	
船員法議事速記録	一冊	
銀行條例、著作權法案等委員會總會議事速記録	二冊	
行政裁決及行政裁判權限法委員會議事速記録	一〇冊	
○審議會日記		
委員總會日記	一冊	
會議日誌(第三部)	一冊	
同 (第四部)	一冊	
以上		

民法草案債權擔保編議事筆記第七十二回 自第千四十七條 至第千六十條

明治二十一年七月十七日午前第八時三十分開議

第千四十七條朗讀ス

附錄法律上ノ保證及ヒ裁判上ノ保證

第千四十七條 法律ノ條例又ハ判決ニ從ヒ保證人ヲ立ツルノ責ニ任スル者ハ自ラ保證人ヲ立ラント約シタルトキト同一ノ條件及ヒ第千十五條並ニ第千十六條ニ定メタル如キ條件ヲ具フル保證人ヲ立ツルコトヲ要ス(第二千四十條)

法律上及ヒ裁判上ノ保證人承認ノ方式ハ民事訴訟法ニ之ヲ規定ス(佛訴第五百十七條以下)

修正案 法律ノ條例ヲ法律ノ規定ト改ム尙ホ以下ノ各條「條例」トアルヲ「規定」ト改ム「同一ノ條件及ヒ」ヲ「同一ノ條件ニシテ」ト改ム

(栗塚) 「附録」ハ「第四節」ト致シマス章トスルカ種當テアル  
カ知レマセンガ章ト云フノハ第一ニ對人ノ擔保第一部保證ト云テ  
保證ノ小譯ガ三節アツテ全ク之ハ別物テ御座イマスカラ四節トシ  
タルハ良クアリマスマイガ、去リトテ外ニシ様ガアリマセン、「  
別則」トスルコトモ「附則」トスルコトモ出來マセン

(渡) 節テ宜シイ

(清岡) 附録ニ比フレハ節ガ宜シイガ節モ面白クナイ

(北島) 千三條ノ附録ニ之ヲ定メテアル

(栗塚) 「保證ニ特別ナル規則」トヤリマシタ

(松岡) 用收權ノ處ノ使用權、住居權ノ處ニ特別ナル規則ト云フ  
ノカナイカラ之モ特別ナル規則ハ入レヌ方ガ宜シイ

(栗塚) 千三條ノ所ヲ持テ來タ積リテス

(松岡) 本体ノ規則ハ通スルケレトモ其レ丈ク時特別ナル規則ヲ

附録トスルト云フノタノチ附録ト云ハヌカラ寧ロ「保證」トハカ  
リシタ方ガ良カロウト思フ

(栗塚) 保證ノ目的及ヒ本性、其レカラ保證ノ功力、保證ノ消滅、  
トヤツテ來マシタカラ此處テ唯保證ト云フト一番最初ニ「第一部  
第一章保證」トシテ其レカラ第一節尋常ノ保證トシテ此處ハ「法  
律上ノ保證」ト云ヘハ宜シウ御座イマスカ

(横村) 保證ニ特別ナル規則ト云フト裁判上ノ保證ガアツテ其中  
ノ特別ナル規則テスカ

(松岡) ソウテハナイ、裁判上ノ保證ハ特別ナル規則ト云フノタ

(横村) 特別テナイ裁判上ノ保證ガアリマスカ

(南部) 特別ナル規則ト云ハヌト別ノモノニナルカラ外ハ前ノモ  
ノニ從フト云フ意味ガアル

(松岡) 一体ノコトヲ云ヘハ前ニ皆入ツテ居ルガ取除ケテ見タ様

ナモノカアルカラ

(南部) 佛蘭西ハ賃借ガ疑トナツテ居ル物ノ賃貸ノ中ノ特別ナル規則トアルカラ

(清岡) 千三條ハ「法律ノモノアリ裁判上ノモノアリ」トシテ仕舞ツタカラ任意ノモノハ是迄云フテ來テ此處テ又改メテ云フノタカラ「保證」ダケテ良クハナイカ

(栗塚) 是レ丈ケテ悉皆ヤレハ宜シイ今迄ノテ適用シテ加フルニ別段ノモノチャツタノテ御座イマスカラ

(横村) 法律上裁判上ニスル特別ナル規則ト云フノタカラ有ル方ガ宜シイ

(清岡) 置クコトニシマシヨウ

(村田) 「法律上及ヒ裁判上ノ」テ宜シイ

(松岡) ソレテ宜シイ

(村田) 「法律ノ條例」ハ「法律ノ規定」トナルカ

(栗塚) 「法律ノ條例」ハ「法律ノ規定」トナリマシテ「同一ノ條件及ヒ」ハ「條件ニシテ」トナリマス

(松岡) 定メタル條件ヲハナイカ

(栗塚) 原文ヲハ「定メタル如キ條件」トアリマス

(松岡) 「保證人ニ立テント約シタル同一ノ條件ニ保證ヲ立ルコトヲ要ス」ト云フ括弧ヲシタ様ナモノヲ

(村田) 千十六條ハ當テ候ラヌ様テス

(栗塚) 保證人テナケレハ錢ヲ出スト云フコトテ御座イマス

(村田) 千十五條ハカリ云フタ方ガ宜クハナイカ

(南部) ソウスレハ割ツタ方ガ宜シイ

(松岡) 人ガ元トタカラ保證人ヲ入レナケレハナラヌタロウ

(清岡) 保證人ヲ立ル處カラ生シテ來ルノタカラ

(村田) 「保證人又ハ物上擔保ヲ與フルコトヲ要ス」トスレハ宜シイ

(松岡) 「約シタルトキト同シク」トスレハ宜シイ、條件ト云フコトガ下ニ在ルカラ

(南部) 條件ガ一ツアルノハ可笑シイカラ「同一トシテ」トシテモ宜シイ

(松岡) 其レカ宜カロウ

(渡) 「同一ニシテ」テハ足りナイ

(樺村) アツテモ宜シイ

(南部) 「千十六條ニ定メタル如キモノチ」トシタラ良カロウ

(松岡) 佛文ヲ譯シタノハ「立ント供陳シタル保證人ハ何々ノ條件ヲ具備セサル可カラス」トアルカラニツノモノハ入ラヌノタ

(清岡) 「同一ナル條件ヲ具フルコトヲ要ス」トスレハ宜シイ

(西) 修正ノ通りテ宜シイ

(松岡) 「同一ニシテ」トシ様

(渡) 同一ニナラヌ

(栗塚) 「自ら保證人ヲ立ルトキハ同一ナル保證人ヲ立ルコトヲ要ス」トシテハトウテス

(清岡) 「同一ニシテ」トシ様

(南部) 「同一ニシテ」ガ多數タ

本條第一項「同一ノ條件及ヒ」チ「同一ノ條件ニシテ」ト改メ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千四十八條朗讀ス

第千四十八條 裁判所ハ法律ヨリ其裁判執行ノ爲メ保證人ヲ立テシムルノ權能ヲ付與セラレタル場合ニ非サレハ其裁判執行ノ爲メ保證人ヲ立ツ可キコトヲ命スルコトヲ得ス



修正案 左ノ如ク改ム

裁判所ハ法律カ裁判執行ノ爲メ保證人ヲ立テシムルノ權能ヲ付與シタル場合ニ非サレハ之レカ爲メ保證人ヲ立ツ可キコトヲ命スルコトヲ得ス

(栗原) 「裁判所ハ法律カ裁判執行ノ爲メ保證人ヲ立テシムルノ權能ヲ付與シタル場合ニアラサレハ之カ爲メ保證人ヲ立ツヘキコトヲ命スルコトヲ得ス」トシマシタ

(松岡) 私ハ削除テ御座イマス、訴訟法テコウ云フ場合ニ保證人ヲ立ルコトカ云フテアルカラ裁判官ガ保證人ヲ立ルト云フノハ入ラヌ

(栗原) 万一裁判官カ勝手ニヤルコトヲ防クナラハ置カナケレハナリマセン

(渡) 一体之ハ構成法カ訴訟法ヲ制限スレハ宜シイガ民法テ云フ

ノハ所ヲ得ナイ

(北島) 訴訟法ニ入レハ入ルノタロウ

(栗原) 訴訟法テモ場合ニ依テハ云ヘマヌガ、コウ云フ原則ヲ掲ケルコトハ出來マセン

(松岡) 入ラサルコトテス押ヘテナケレハ裁判官ガドンナコトチスルカ知レヌト云フコトハナイ其レナラ書イテナイモノニハ何チシテモ構ハヌカト云フ疑ヒガ起ル

(南部) 裁判上ノ保證ト云フト裁判所カラ勝手ニ命スル様ニ解シ易イ

(松岡) 訴訟ト云フモノハ訴ノナイモノハ關シナイノカ原則ダ、抑ヘテ居ラヌ處ヘ勝手ニシ様カト云フノハ裁判官チ子供ニ見ルノ

タ (南部) 子供ト見タノテハナイ、法律上ノ保證ト裁判上ノ保證ト

區別シテ之ハ裁判上ノタケレトモ法律ガ所々チ權能チ與ヘテアル  
ソヨト云フノタカラ

(松岡) 第一所チ失ツテ居ル、第一ニソウ氣遣テ云ヘハ之タライ  
テハナイ未タ幾ラモアル

(栗塚) 裁判上ノ保證人ハ裁判所カラ命セラレタモノタ、裁判上  
ノ判決チ確カノル爲メニ裁判所カラ命セラル、モノタ併シナカラ  
裁判所カラ命スルト云テモ裁判官ガ必要ダロウソ、債權者ノ權利  
チ確カノル爲メニ要用ト思テモ裁判所テハ出來ナイソ、其レハ法  
律ノ正條チ許シテナケレハ出來ナイ

(松岡) 悉ラク佛蘭西テモ之ガ書イテナクモ裁判官ガ勝手ニスル  
モノハアルマイ、又日本テハ是レ迄シテ居ルカト云フニ決シテシ  
テ居ラヌ

(栗塚) 裁判所チ職權チ以テスルト云フタカラ何時チモ出來ルト

思フタロウ

(松岡) 其レハ訴訟法チ見ナイ人ナラスルカ知レヌ

(栗塚) 訴訟法テ場合チ掲ケテ居ルノチ裁判上ノ保證チ裁判所テ  
ヤル、ヤラヌノコトハ訴訟法テ云フテナイ

(渡) 之ハ實置タコトノ權限チ制限スルノタカラ

(南部) 裁判所チ立ルノハ裁判上ノ保證チ何時チモ出ルモノテナ  
イト云フノチ示シタノテス

(松岡) 裁判執行ト云フノハ強制執行カ

(南部) 強制執行ハカリテハナイ、命令執行モアル

(松岡) 執行スル保證人ハコウ云フトキハ假リニシナケレハナラ  
ヌ、コウ云フ時分ハ申立ルト皆定メテアル、訴訟法チ見ナイ人ナ  
ラ必要ダロウカ、訴訟法チ頭マテ定メテアルニ此處へ場合違ヒノ  
モノチ持テ來ルノハ良クナイ

(栗塚) 裁判上ノ保證ニ特別ナル規則ト云フノタカラ

(渡) 性質ノ異ナルモノヲ持テ來タカラ良クナイ

(南部) 裁判上ノ保證ト云フモノハトウ云フモノカ分ラヌカラ裁判上ガ何時テモ命セラレル方、命セラレヌトカト云フコトガ必要  
ダ

(渡) 日本ノ裁判官カ幼稚ダカラコウシテ置クト云フナラ尙ホ可ナリダガ、民法テハ良クナイ

(栗塚) 併シ訴訟法ハ場合ヲ示シテ居ル丈ケテス

(松岡) 此處テ執行ノ爲メト云ヘハ裁判官ガ法律ニ許シタ場合テナケレハ執行ノ言渡ガ出來ヌト云フノト同シコトダ

(北島) 註釋ヲ讀ムト二項トモ云フヘキ所ニ裁判上ノ保證ノ場合ハ素ヨリ訴訟法ニ記載スヘキモノナリトアル

(南部) 急迫損害ハ裁判上ノモノト云ハンヨリ裁判上ノモノト

云フテ居ル

(北島) 「ボアソナード」ガ道樂ニ入レタノタロウ

(松岡) 訴訟法ノナイ國ナラ必要ダ

(南部) 保證ト執行トハ全ク違フ

(委員長) 例ルノハ少數ダ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千四十九條朗讀ス

第千四十九條 裁判上ノ保證人モ又其引受人モ財產ノ利益ヲ有スルコトヲ得ス(第二千四十二條、第二千四十三條)

修正案 「又」ヲ「亦」ト改ム

(栗塚) 「又」ハ「亦」トシマス

(村田) 「モ亦」テハ分ラヌ

(松岡) 何モ入ラヌカラ「又」ノ字ヲ削ルガ宜シイ

(栗塚) 何モ入ラヌト云フ論モアリマシタ

(委員長) 「又」ヲ削ルカ

(栗塚) 削リマス

(村田) 詰リ時日ヲ延滞サセナイト云フノタ

本條「又」ノ字ヲ削ルコトニ決ス

第千五十條朗讀ス

第千五十條 法律上ノ保證人及ヒ裁判上ノ保證人ハ其債務者ニ

對スル擔保ノ求償ニ關シテハ常ニ債務者ノ代理人ト看做サル

修正案 「代理人ト看做サル」トアルチ「代理人ト之ヲ看做ス

」ト改ム

(栗塚) 「代理人ト之ヲ看做ス」ト致シマシタ

(清岡) 「之ヲ看做ス」ト云フノハ可笑シイ

(松岡) 「代理人ト看做ス」テ宜シイ

(栗塚) 「常ニ之ヲ」トヤリマスカ

(樺村) 「常ニ之ヲ」ガ宜シイ

(村田) 「法律上及ヒ裁判上ノ保證」テ良カロウ

(栗塚) 宜シウ御座イマシヨウ

(松岡) 代理人ハ事務管理ニ對スル方テ深イ方テスカ

(栗塚) 左様テス

本條ハ左ノ如ク決ス

法律上及ヒ裁判上ノ保證人ハ其債務者ニ對スル擔保ノ求償ニ

關シテハ常ニ之ヲ債務者ノ代理ト看做ス

第千五十一條朗讀ス

第二章 債務者ノ間及ヒ債權者ノ間ニ於ケル連帶

前置條例

第千五十一條 目的ニ付テハ單一ナルモ主タル當事者トシテ之

ニ關係スル人ニ付テハ複合ナル義務ハ第四百五十八條ニ指示  
シ且下ノ二節ニ説明スル如ク受方又ハ働方ニテ連帶タルコト  
ヲ得

修正案 第二章 債務者間及ヒ債權者間ノ連帶

第四百五十八條ノ上チ左ノ如ク改ム

「義務ノ目的單一ナルモ主タル當事者トシテ之ニ關係スル人  
複合ナルトキハ其義務ハ」

(栗塚) 「前置條例」ハ「總則」トシマス「債務者及ヒ債權者間  
ノ連帶」ト致シマス

(松岡) 受方働方ハ前ニモ在リマスカ

(栗塚) 地役ノ所ニモアリマス此處モ止ノ度イト思ヒマシタカ、  
再調査ノトキニ此會テ副リマシタカ、此處等ハ「債務者間ノ連帶  
債權者間ノ連帶」ヲ宜シイノテス

(清岡) 「複合」ハアリマシタカ

(栗塚) 連帶義務ノ所ニ在リマス

(松岡) 受方働方ハ後チ々々迄受ケモセヌ様ダガ「債務者間ノ連  
帶、債權者ノ連帶」トシテハトウタロウ

(栗塚) 一ツ遣シテ置ク丈ケニシタノテス、此字チ置クト云フノ  
ハ英斷テス

(村田) 其方ガ宜シイ

(委員長) コウ云フ字ハ法律文ニナツテ居ル字タカラ用心シナイ  
ト、此處テ副ツテモ外ニ現在「受方ノ義務」トカ「働キ方ノ義務  
」トアルト其時困ルカラ

(栗塚) 其レハ我々モ一ツ置ケハ良カロウト思ヒマシタ

(清岡) 種々ノモノチ出シテ置ク方ガ宜シイ

(栗塚) 副レルト「受方ノ連帶」ト云フ方ガ分ルカ知レマセン

(委員長) 一ト所書イテ後ハ云ハヌテ宜シイ

(南部) 五十二條ニ在リマス

(栗塚) 學者ノ資格ヲ書ケハ「債務者間」ト云フヨリ「受方」ト

云フ方ガ宜シウ御座イマシヨウ

(横村) 第廿二章ノ一條ノ様ナ書キ方ニハ出來マセンカ

(栗塚) 出來マス

(横村) ソウスレハ彼方ヲ換ヘタ方ガ宜シウ

(南部) 五十二條ニ在ルカラ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 一ヶ所丈ケ置キマシヨウ、四百五十八條ハ七條ノ間違

ヒタロウ

(松岡) 八條ノ末ヲ御座イマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千五十二條朗讀ス

第一節 受方ノ即チ債務者ノ間ニ於ケル連帶

第一款 受方連帶ノ本性及ヒ理由

第千五十二條 受方ノ即チ共同債務者ノ間ニ於ケル連帶ハ共同

債務者ヲシテ其共通ノ利益ニ於ケルト債權者ノ利益ニ於ケル

トチ間ハス相互ニ代人タラシム

其連帶ハ當事者間ノ合意又ハ遺囑又ハ法律ノ條例ヨリ生スル

コトヲ得連帶ハ推定セラレス總テノ場合ニ於テ明示ニテ之ヲ

定ムルコトヲ要ス但不可分ニ關シ第千九十一條ニ記シタルモ

ノハ此限ニ在ラス(第千二百二條)

修正案 第一節 左ノ如ク改ム

債務者間ノ連帶

第一款 「受方」ヲ「債務者間」ト改ム

第一項 「連帶ノ」上チ「受方連帶即チ共同債務者間ノ」ト改ム

第二項 左ノ如ク改ム

其連帶ハ合意、遺囑又ハ法律ノ規定ヨリ生スルコトヲ得

第三項 「連帶ハ推定セラレス」チ「連帶ハ之チ推定セス」ト改ム

(栗塚) 一節ハ「債權者間ノ連帶」第一款チ「債務者間ノ連帶ノ本性及ヒ理由」ト致シマス千五十二條ハ「連帶即チ共同債務者間ノ」ト致シマス二項ハ「其連帶ハ合意遺囑又ハ法律ノ規定ヨリ生スルコトヲ得」ト致シマス三項ハ「連帶ハ之チ推定セス」ト致シマス

(樺村) 「生スルコトアリ」チハナイカ

(委員長) 得ルト云フコトハ一定ニハ出來ナイカ

(栗塚) 得ルト云フテアル所ト權能ヲ示シタ所ガアリマスカラソウハ出來マセン、昨日モ「宣告セラル、コトアリ」ト致シマシタ是處等ハ「アリ」ノ意味テス

(樺村) 「アリ」トシテハ如何カ

(松岡) 云ヒ詰レハ「生ス」テ宜シイノタ

(南部) 「アリ」ナラ宜シイカ「ス」テハ良クナイ

(松岡) 合意ニハ明示暗示ガアルガ、之ニ限ツテハ明示チナケレハイケヌカ

(栗塚) イケマスマイ

(松岡) 功力ハ同シコトタロウ

(栗塚) 功力ハ生セヌ

(委員長) 良ケレハ先キへ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千五十三條朗讀ス

第一千五十三條 數多ノ債務者ノ連帶義務ハ同一ノ證書ヲ以テ負擔セラルレ又同一ノ時ニ於テ負擔セラルレ又同一ノ場所ニ於テ負擔セラル、コトヲ要セス但義務ハ目的及ヒ原由カ同一ナルコトヲ要ス

連帶債務者ハ亦異別及ヒ不均ノ態様又ハ負擔ヲ以テ責ニ任スルコトヲ得(第一千二百一條)

修正案 第一項第二項左ノ如ク改ム

數多ノ債務者ノ連帶義務ハ同一ノ行爲ヲ以テ又同一ノ時ニ於テ又同一ノ場所ニ於テ負擔セラル、コトヲ要セス但其義務ノ目的及ヒ原由ハ同一ナルコトヲ要ス

「亦」ノ一字ヲ刪リ冒頭ニ「又」ノ一字ヲ置ク

(栗塚) 「證書」ハ「行爲」ト翻譯テ改ノマス「同一ノ行爲ヲ以

テ又同一ノ時ニ於テ又同一ノ場所ニ於テ負擔セラル、コトヲ要ス但義務ノ目的及ヒ原由ハ同一ナルコトヲ要ス」ト致シマス

(松岡) 入ラヌ様タ

(栗塚) 末項ハ「亦」ヲ削ツテ「又連帶債務者」ト致シマシタ

(松岡) 異別ノ態様、不均ノ態様テスカ

(栗塚) 異別ノ態様負擔不均ノ態様負擔テス

(村田) 「異別ナル」テ良カロウ

(栗塚) 異別丈ケニシマシヨウカ、期限ノ付イテ居ルト居ラヌノガ異別テ期限ガーツハ長ク一ツハ短クト云フノカ不均ト云フノハ六ヶ敷イテシヨウ

(松岡) 分ラヌトシテ置フカ

(栗塚) 契約細チ見ルト態様ガ分ルタロウト思ヒマス

(委員長) 前ニ使ツテアリマスカ



(栗塚) 使ツテアリマス

(松岡) 佛蘭西ハ事柄ヲ分ケテ居ル

(清岡) 辨濟ノ義務ヲ負ウタトキト雖モ連帶ナルコトヲ得ト云フ  
ノカ宜シイノテ、此方ハ此方テ連帶者ガ出シテ居ルカラ分ラヌ

(栗塚) 其レタカラ二項ニ出シテアリマス目的ト原由サヘ同一ナ  
レハ連帶ニナレルソヨト云フノテ御座イマスカラ

(委員長) 態様ハ「仕方」トカ何トカスレハ宜シイ

(松岡) 目的ガ一ツテ原由ガ違ツテモ明示テ連帶シマスルト云フ  
タラトウタロウ

(栗塚) ソレハイケマセン、連帶ノ規則ヲ適用スルト云フコトハ  
出来マセン

(松岡) 連帶ト云フコトヲ書イテ置イタラトウタロウ

(栗塚) 書イテアツテモ之ヲ援用スルコトカアリマシヨウケレト

モ當テ依ノルコトハ出来マスマイ

(松岡) ソシナコトハナイ

(栗塚) 具ハツテ始メテ連帶債務者ト云フノテ、其レチ缺イテ連  
帶債務者ト云フコトハ出来マセン

(松岡) トウ云フ譯ダロウ

(栗塚) 連帶ト云フモノニ缺クヘカラサルモノト缺イテモ良イモ  
ノトアル

(松岡) 其レハ何カ必要ダト云フト明示サヘアレハ宜シイト云フ  
テ置クコトハ出来ヌカ知ラヌ、此様ニ書イテ置クト露明示テモイ  
ケナイ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千五十四條朗讀ス

第二款 受方連帯ノ效力

第一千五十四條 數名ノ連帯債務者アル債權者ハ其訴追セント擇ミタル債務者ニ對シ其債務者カ唯一人ノ債務者タル如ク且其債務者ヨリ討索ノ利益チモ又分割ノ利益チモ對抗セラル、コト無ク義務全部ノ履行チ要求スルコトヲ得(第一千二百條、第一千二百三條)

又債權者ハ皆済チ受タルニ至ルマテ同時又ハ順次ニ總テノ債務者チ訴追スルコトヲ得(第一千二百四條)

修正案 第二款 「受方」チ「債務者間ノ」ト改ム

第一項 「對シ」ノ下「其債務者カ」ノ五字チ刪リ「債務者タル如ク」チ「債務者ニ於ケル如ク」ト改メ「討索ノ利益チモ又ハ分割ノ利益チモ」チ「討索又ハ分割ノ利益チ」ト改ム  
(栗原) 「債務者間ノ連帯ノ功力」トヤリマシタ、其レカラ債務

民権一四ノ一四

者ニ對シ唯一人ノ債務者ニ於ケル如ク」ト致シマシタ其レカラ討索又ハ分割ノ利益チ對抗セラル、コト無ク」ト致シマス

(委員長) 日本ノハ恰度反對ニナツテ居ル

(南部) 討索ハカリテナク是非一所ニ行カナケレハナリマセン

(委員長) 今テハ五人ノ内一人缺ケテ届テモイカヌ

(松岡) 行方ガ知レナケレハヤリマセン

(南部) 三十六ヶ月待タナケレハナラヌ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千五十五條朗讀ス

第一千五十五條 各債務者ハ訴ヘラレタルト否トチ間ハス連帯債務全部ノ辨済チ受タルコトニ債權者チ強要スルコトヲ得(第一千二百三十六條第一項)

(村田) 之ハ辨濟期限ガ無クテモ行クノテスナ

(南部) 債權者ノ利益ノ爲メニサレテナイモノナラハ

(委員長) コウ云フ債務者ガ居レハ結構ダ

本條ハ原案ニ決ス

第千五十六條朗讀ス

第千五十六條 連帶債務者カ債務ノ全部又ハ債務ニ於ケル自己

ノ部分ヨリ多クニ付キ訴ヘラレタルトキハ其共同債務者チ訴

訟ニ召喚シ且附帶ノ擔保方法チ以テ共同答辯又ハ辨濟ニ於ケ

ル分擔ヲ得ル爲メ必要ナル期間チ請求スルコトヲ得(第千

二百二十五條)

共同債務者ハ亦其利益保護ノ爲メ任意ニ自費チ以テ訴訟ニ參

カルコトヲ得(佛訴第七十五條以下)

修正案 第一項 「訴ヘラレタル」以下左ノ如ク改ム

「訴ヘラレタルトキハ共同債務者チ訴訟ニ召喚シ且附帶ノ擔  
保方法チ以テ其債務者チシテ答辯又ハ辨濟チ分擔セシムル爲  
メ必要ナル期間チ請求スルコトヲ得

第二項 「參カルコトヲ得」チ「參加スルコトヲ得」ト改ム

(栗塚) 「其共同債務者」ノ「其」チ削リマシテ「且附帶ノ擔保  
方法チ以テ其債務者チシテ答辯又ハ辨濟チ分擔セシムル爲メ」ト  
致シマス二項ハ「參加スルコトヲ得」ト改メマシタ

(委員長) 其債務者チシテト云フコトハ前ニ共同債務者トアルカ  
ラ宜カロウカ

(栗塚) 其レテ昨日前ヘ入レマシタ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千五十七條朗讀ス

第千五十七條 連帶債務ノ履行ニ付キ訴ヘラレタル各債務者ハ

自己ノ權利ヲ以テスルト其共同債務者ノ權利ヲ以テスルトナ  
間ハス義務ノ組成又ハ消滅ヨリ生スル抗辯即チ答辯方法ニ全  
部ニ付キ債權者ニ對抗スルコトヲ得（第二百八條第一項、第  
千二百八十一條）

右ノ外更改、釋放、相殺及ヒ混同ニ關シテハ第五百二十三條  
第五百二十八條、第五百三十一條第五百四十三條及ヒ第五百  
五十七條ヲ遵守ス（第一千二百九條、第一千二百八十一條、第千  
二百八十四條、第一千二百八十五條、第一千二百九十四條第四號  
第一千三百一條第三項）

修正案 第一項 「抗辯即チ」ノ四字ヲ削リ「全部」ノ上ニ「  
債務ノ」ノ三字ヲ加フ

第二項 「遵守ス」ヲ「適用ス」ト改ム

（栗塚） 一項ハ「抗辯即チ」ヲ削リマシタ夫キノ條ニモ「瑕疵ニ

基キタル答辯方法」トアリマスカラ「答辯方法」ヲ「債務ノ全部  
ニ付キ」ト致シマス

（村田） 之ハ「適用ス」テ宜シウ御座イマシヨウカ

（松岡） 此間「遵守」ヲ置イタネ

（村田） アルカラ「遵守」ガ宜シイ

（南部） 併シ反シト云フ所テハナイ

（栗塚） 意味ガアツテ「遵守」ヲ「適用」ト改メタノテハアリマ  
セン

（委員長） 更改、釋放、相殺、混同ハ是レ丈ケノ條カ知ラヌ

（栗塚） 連帶債務者ニ關シタ丈ケテス

（村田） 更改、釋放、混同ハ「債務ノ」ト云フ字ハアリマセンカ

（栗塚） 其意味テス

（村田） 「債務ノ更改、釋放、混同」トシテハトウタロウ

(南部) 「右ノ外」トアルカラ債務ト云フコトハ分ツテ居ル

(栗塚) 遵守ハ如何テス

(渡) 適用ノ字ダ

(委員長) 「適用」トヤリマスカ「適用」ト云フ場合ト「遵守」

ト云フ場合ガアリハセヌカ

(栗塚) 其レモ考ヘマスガ何モナイ様テス、人カラテハ少シ違ウ

様テスケレトモ裁判上ハ適用テス

(南部) 別ノ所ヘ事柄ヲ當テ候ノルトキハ適用テ、其儘當テ候ノ

ルノカ遵守ト云フノテハナイカ

(栗塚) 裁判所ガ適用スル

(南部) 連帯ニ適用スルト云フノテナイ、連帯ニ準用スルト云フ

ノタ

(西) 其レテハ「遵守」トシマシヨウ

本條第二項「遵守ス」ハ原案ノ儘トシ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千五十八條朗讀ス

第千五十八條 債務者ノ一人ノ無能力又ハ承諾ノ瑕疵ニ基キタ

ル答辦方法ハ其一人ノ債務者自身ニ非サレハ之ヲ授囑スルコ

トヲ得ス然レトモ右ノ答辦方法カ一旦認許セラレタル上ハ他

ノ債務者カ義務ヲ負擔スルニ當リ義務履行ニ付テノ無能力者

又ハ承諾ニ瑕疵アル者ノ分擔時期スルコト有リタルトキハ其

答辦方法ハ債務ニ於ケル其者ノ部分ニ付キ他ノ債務者ヲ利ス

(第千二百八條第二項)

修正案 左ノ如ク改ム

「債務者ノ一人ノ無能力又ハ承諾ノ瑕疵ニ基キタル答辦方法

ハ其人自身ニ非サレハ之ヲ授囑スルコトヲ得ス然レトモ右ノ

答辯ノ方法カ一旦認許セラレタル上ハ債務ニ於ル其者ノ部分

ニ付キ他ノ債務者チ利ス但他ノ債務者カ契約ノ當時義務履行

ニ付テノ其者ノ分擔チ期スルコト有リタルトキニ限ル

(栗塚) 此體テハ分リマセンカラ修正チ加ヘマシタ

(松岡) 「分擔チ期スルコトアリタルトキ」ト云フト其人ニ限リ

テ「ナク總テ分擔スルト云フ内約テモアツタト云フコトタロウカ

(栗塚) 彼ノ人ハ幼年者チアルケレトモ程度分擔スルタロウト思

テ心ニ期シテ居ルノテス

(村田) 見積ツテ居ルト云フコトテス

(委員長) 「期スル」ト云フ字ハ分ラヌ

(西) 初ノカラ負擔ガ出來ヌト思ヘハ背負ハナケレハナラヌ

(委員長) 「豫想シテ」トカ「豫期シテ」ト云ヘハ分カル

(横村) 契約ノ當時ト云フノハ悪ルイ

(栗塚) 「義務チ負擔スルニ當リ」テハ尙ホ分リマセン

(委員長) 但テ分ル様ニナツタカ唯「期スル」ガ分ラヌ

(栗塚) 「豫期」ト云フ意味テス

(村田) 目算ト云フコトダ

(渡) 「豫期」ガ宜シイ

(委員長) 良ケレハ「豫期」トシマシヨウ

(渡) 契約ノ當時ト云フノハ意味カ強イト思フ

(南部) 「契約ノ際」カ

(清岡) 「付テノ」チ「付キ」トシ度イ

(栗塚) ソレテハ「契約ノ際義務履行ニ付キ」ト致シマシヨウ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ但書ハ左ノ如ク決ス

但他ノ債務者カ契約ノ際義務履行ニ付キ其者ノ分擔チ豫期ス

ルコト有リタルトキニ限ル

第一千五十九條朗讀

第一千五十九條 前二條ニ規定シタル種々ノ事項ニ付キ債權者ト債務者ノ一人トノ間ニ爲サレタル判決、自白及ヒ裁判外ノ宣誓又ハ其拒絕ハ他ノ債務者ノ損害又ハ其利益ニ於テ前二條ニ等シキ限度及ヒ區別ヲ以テ其效力ヲ生ス（第一千三百六十五條第四項及ヒ第五項）

修正案 「損害又ハ其利益ニ於テ」ヲ「利害ニ於テ」ト改ム

（栗塚） 裁判外ノ宣誓拒絕ハ證據編ヲ定メマスカラ其レ迄御預リニシマス、其レカラ「債務者ノ損害又ハ其利益ニ於テ」ト云フノハ先キニ「利害」ト直シタ例ガアリマスカラ改メマス

（委員長） 債務者ノ一人トノ間カネ、他人トノ間テハ行カヌカネ

（栗塚） 一人又ハ數人テス

（松岡） 後チニ「他ノ」ト出ルカラ「一人」ト云フノチ削ツテハ如何ト云フ論ヲ出シマシタカー一人ハ他人ヲ兼ルト云フコトテ御座イマシタ

（栗塚） 債務者中ノ一人ハ二人カ三人カ分リマセンガ、他ノ債務者殘ラステナイコトカ分レハ宜シイ

（委員長） ソウスレハ「一人」ハ無ケレハ良カロウ

（栗塚） 「債務者」ト云フト債務者殘ラストナリマス、三人債務者カアレハ私ガ貴君ニ金ヲ借リテ自白チスレハ他ノ人ガ出ナケレハイケヌテス

（委員長） 「或ル者」トカ何トカシタラ宜カロウ

（松岡） ソウ見タラ良カロウト思ヒマス

（南部） 四十一條ハ「一人」トアル其次キハ「一人又ハ數人」トアリマス

(委員長) 債務者ノ二人トヤツテハイケナイ、一人テナケレハナ  
ラヌ様ニナル之ハ再調査ノ報告委員ト相談シテ直スガ宜シイ

(栗塚) 理窟チハ一人ニモ功ガアレハ二人ニモ三人ニモ功ガアル  
様ニナリマス

(委員長) 若シ其レガ二人テモ三人テモト云フ意味ナレハ「或ル  
人」ト書カヌト良クナイ

(栗塚) 「債務者ノ一人」ト云ツタノハ一人限りノ意味テ一人ト  
書イタノテハアリマセン、昨日モ其論ガ出マシタカ、一人ト書イ

テアツテ一人限りト見ヘル文章ト或ル人ト云フノトハ書キ分ケテ  
アル様テス

(委員長) 一人限りノトキハ「一人」トシテ或ル人ノトキハ「或  
ル人」ト書クガ宜シイ

(横村) 千三十四條ニハ「一人又ハ數人」トアリマス

(栗塚) 尙ホ報告委員テ相談致シマシヨウ

(委員長) 原文ハ「一人」ト復祿テ書イテアルカラ分ルガ、日本  
文テハ「一人」ト云フト一人外見ヘナイ

(栗塚) 「數債務者ノ一人ト」テ御座イマス

(委員長) 「債務中ノ或ル人」ト書ケハ宜シイ、何ヤラニ在ツタ  
(南部) 商法ニアリマシタカ、一ト云フ字ハ「或ル」ト讀ミマス

(委員長) 貴君ハソウ云フテモ他人ハ讀マヌ

(栗塚) 報告委員テ「或人」ト直セルカ、直セヌカ相談致シマス  
本條ハ報告委員ノ修正ニ決シ

「債務中ノ一人」ハ「債務者中ノ或人」ト改ムルノ旨意ニテ尙  
ホ報告委員ニ於テ調査スルコトニ決ス

第千六十條明讀

第千六十條 一人ノ債務者ノ他ノ債務者ニ對スル連帶ノ成立ノ



ミニ關シテ爲サレタル判決、自白及ヒ裁判外ノ宣誓又ハ其拒絶ハ他ノ債務者ノ一チ害セス又之チ利セス

修正案 判決ノ上チ左ノ如ク改ム

一人ノ債務者ノ他ノ債務者ニ於ル連帶ノ成立ノミニ關シテ其一人ト債權者トノ間ニ爲サレタルト改メ「債務者ノ一」チ「債務者チ」ト改ム

(栗塚) 「拒絶」ハ債務者チ宜シイノテス「對スル」チ「於ケル」ト致シマス「關シテ其一人ト債務者トノ間ニ爲サレタル」ト致シマス

(村田) 「成立不成立ノミニ關シテ」ト英文ニ在ル

(栗塚) 其意味テス

(松岡) 自白チ一人ノ債權者ガ自ラソウタト云ハレタトキハ害スル譯ニナル三人ガ二人ニナルト、二人カ背負ハナケレハナラヌ

民権一四ノ二一

(栗塚) 村田サンガ我々三人ニ貸シテ栗塚ダケガ連帶チナイト仰シヤツテ下サレタ、ソウスルト松岡サン南部サンニ功力ガアルカト云フト功力ガナイ、又裁判所チ判決シテ私ト村田サンノ間ニソウ云フ判決ガアツタトキニ其レハ南部サンニソナナ判決ガアツタカ知ラヌガ私ハ知リマセン、御前ト私ト是レカラ喧嘩チシ様ト云フ

(委員長) 今日ハ是レ迄ニシテ置キマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午前第十一時二十五分閉會

Blank lined area for text on the right page.

Blank lined area for text on the left page.

民法草案債權擔保編議事筆記第七十三回

自第一千六十一條至第一千七十五條

民法草案債權擔保編議事筆記第七十三回 自第一千六十一條 至第一千七十五條

明治二十一年七月二十三日午前第八時五分開議

第一千六十一條明讀ス

第一千六十一條 連帶債務者ノ一人ニ對シ債權者ノ利益ニ於テ時  
效ヲ中斷シ又ハ付還滯ヲ成ス原由ハ他ノ債務者ニ對シテ同一  
ノ效力ヲ有ス(第一千二百六條、第一千二百七條、第二千二百四  
十九條第一項)

債務者ノ一人ニ對シ債權者ノ利益ニ於テ成立スル時効停止ノ  
原由ハ他ノ債務者ノ利益ニ於テ其部分ノ爲メ時効ノ經過スル  
コトヲ妨ケス

修正案 第二項「成立スル」ヲ「存スル」ト改メ「經過スル」コ  
トヲ妨ケス」ヲ「經過ヲ妨ケス」ト改ム

(栗坂) 二項ノ「成立スル」ヲ「存スル」ト致シ「經過スル」コト

チ」「經過チ」ト致シマス

(村田) 債權者ノ利益ニ於テト云フノハ幼年者トカ瘋癲者トカ云フノテ御座イマスカ

(栗塚) ソウテス

(松岡) 夫婦ノ様ナモノタ

(大尾崎) 二項ノ「成立スル」ト云フノハ

(栗塚) 債權者ト債務者中ノ一人ト事ガアツテ時効ガ一時止マル其レハ他ノ債務者ノ利益ニモナルカト云フト他ノ債務者ノ利益ニナラヌ、他ノ債務者ノ利益ニ對シテハ時効ハ漸々過キル、單ニ一人丈ケ中止ニナツテモ外ノモノニハ矢張り時効ガ有ル

(大尾崎) 一人ニ對シテ時効ガ中止スルト云フノカ

(栗塚) 夫婦ノ間柄テス

(南部) 債權者ガ債務者ノ一人ノ妻ニナツタ様ナトキ夫婦ハ互ヒ

ニ用捨シテ居ルカラ催促モ出來ヌ

(栗塚) 債務者ノ一人ガ期限ノ利益ヲ持テ居ルトキ貴様ダケハ何時カラテナケレハ催促チシマイト云フテ居ル其時ハ其債務者一人ガ時効ヲ停止スル原因ヲ以テ居ルガ、其レタカラト云フテ他ノ債務者ガ其利益ヲ持タヌカラ時効ノ經過ヲ止メハセヌ

(大尾崎) 所謂唯一人ニ對シテ恩惠ヲ與ヘタノハ他ノ者ニハ恩惠ハ及ハヌト云フノタ

(委員長) 債權者ノ利益ハ債務者ノ利益チアリソウナモノタ

(栗塚) 詰リソウテス

(松岡) 時効ガ流レテ仕舞フト債權者ハ取レヌコトニナル

(南部) 經過ノ方ハ債務者ノ利益テス

(委員長) 利益ニ於テ存スルト換ヘタ丈ケノ妙ガアルカ

(松岡) 前ニモ直シテ來マシタ

(村田) 併シ他ノ債務者ノ爲メニハ利益ニナル

(栗塚) 利益ニハナラヌ關係ハナイ

(横村) 成立ト存スルハ所ニ依リテ變リハセヌカ

(栗塚) 「存スル」ヲ能ク分ル様ヲ御座イマス、實ハ「在ル」ト

云フ字テス

(委員長) 分ラヌコトハナイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

### 第千六十二條朗讀

第千六十二條 若シ連帶債務者ノ一人カ數名ノ相続人ヲ遺シテ死亡シ其相続人ノ部分カ均等又ハ不均等ナルトキハ他ノ債務者ノ一人ニ關スル訴訟ノ所爲、言渡、自白又及ヒ宣誓又ハ其拒絕ハ債務ノ全部ニ於ケル各相続人ノ相続部分ノ爲メニ非サレハ其各相続人ニ對シテ效力ヲ生セス

各相続人ハ亦其相続部分ノ爲メニ非サレハ訴訟セラレス又前記ノ所爲ノ效力ヲ受ケス此場合ニ於テ前記ノ所爲ハ亦從來ノ債務者ノ各自ニ對シ同一ノ限度ヲ以テ其效力ヲ生ス(第千二百二十條第二千二百四十九條第三項)

債權者ト右相続人ノ一人トノ間ニ爲サレタル右同一ノ所爲ハ其共同相続人ニ對シテ效力ナシ(第千二百四十九條第二項) 修正案 第壹項「死亡シ」ノ下「其相続人云々ナル」迄ヲ削リ「トキ」ノ上ニ「タル」ノ二字ヲ挿入シ其拒絕ハ云々「其拒絕ハ其各相続人ニ對シ債務ノ全部ニ於ケル其相続部分ノ爲メニ非サレハ效力ヲ生セス」ト改ム

(栗塚) 初メノ「其相続人ノ部分カ均等又ハ不均等ナルトキ」ト云フノハ入ラヌ様ヲ御座イマスカラ削リマシタ、若シ均等トカ不均等トカ云フナレハ入ル様ヲ御座イマスガ、兩方云フテ居レハ入

ラヌ様テ御座イマス、日本テハ總領ガ餘計取ルト思フ佛蘭西テハ同シニ取ルト云フノテ均等不均等ト書イタノテ御座イマシヨウカ入ラヌ様テ御座イマス「其各相續人ニ對シテ債務者ノ全部ニ於ケル其相續人ニアラサレハ效力チ有セス」ト致シマス

(村田) 百渡ハ「辨濟ノ百渡」テ無クモ分リマシヨウカ

(栗塚) 判決ト云テモ宜シイ

(南部) 「判決」ガ宜シイ

(栗塚) 「判決」ト致シマシヨウ

(村田) ソレカラ「所爲」ト云フ字ハ皆「行爲」ト直ツタ様テ御座イマス

(栗塚) 成程仰シヤル通りテ御座イマス此直番ハ裁判外テ御座イマス

(委員長) 訴訟ハ

(栗塚) 構成法カラ云フテ來タカラ換ヘマセン

(大尾崎) 他ノ債務者ノ一人ト云フノハ相續人外テスカ

(栗塚) ソウテス松岡サント南部サント私ト三人連帶テ貴君ニ金チ借りテ私ガ死シ私ノ子カ三人アツタ場合テス、其時ニ松岡サントカ又ハ南部サンニ對シテ判決ガアツタリ又ハ訴訟カ合意ガアツタルトキニ其レハ幾許ノ效力チ有スルカト云フト當リ前ナレハ私ガ死ンテ居リサヘシナケレハ我々ニ對シテ生スルガ私ガ死ンテ相續人ノ身ニ取ツテハ連帶債務者ニ違ヒナイ、併シ三人ノ子ガ連帶シテ居ルカト云フニソウテナイ、假令ハ總領ガ十分ノ五チ取り二番目ガ十分ノ三チ取り三番目カ十分ノ二チ取りタルトキハ其割合テ債務ノ全部ニ於ケル相續人ノ爲メテナケレハ效力ハ生セヌ、詰リ三人相續人ガアリテモ、三人ガ栗塚ノ相續人テアルカラ栗塚一人チ三人ガ代表シタル、モノト見ル、栗塚ガ死ンテモ死ナヌモノト

見テ係ルト云フノテ御座イマス

(大尾崎) 南部サンガー一人テシタモノカ各相続人ニ效力ガ及フト云フノカ

(栗塚) 其レハ千五十九條ニ他ノ債務者ノ利害ニ於テ功力チ有スルト云フノテ御座イマスカラ私ガ活キテ居レハ私ニ對シテ功力チ生シタノテ御座イマシヨウ

(松岡) 三人テ五千圓借リテ一人ニテ相続人ガ三人アルトキ三分一丈ケチ皆チ引受ケソウナモノタ

(南部) ソウテハナイ

(栗塚) 佛蘭西流義ナレハ九百圓ノ連帶テ甲乙丙三人テ借リテ居タ處ガ、丙ガ死ンテ三人相続人チ遣シタトキハ各三百圓ツ、負擔スレハ宜シイ

(松岡) 死ンタカラ相続人テ三百圓ツ、受ケレハ宜シイ

(栗塚) ソウテハナイ三人テ九百圓受ケル

(松岡) ケレトモ「相続人ノ部分ニ非サレハ」トアル

(栗塚) 其レハ相続人ノ相続ノ部分チス

九百圓

甲

乙



(松岡) 全部ニ於ケル相続部分ノ爲ノト云フコトハ入ラヌタロウ

(栗塚) 其相続部分ト云フノハ第一ガ四百圓第二ガ二百圓第三ガ百圓ナレハ其割合チ負擔シナケレハナラヌソヨト云フノチス

(委員長) 債務ノ全部ニ於ケルト云フト債務ガ甲乙丙三人ノ様ニ見ヘル、丙ノ債務ガ三百圓ト見ヘレハ宜シイガ

(栗塚) ソウチハアリマセン、丙ハ三百圓チハアリマセン九百圓  
チス、到底此負擔スヘキモノカ三百圓、丙モ三百圓チ御座イマス  
ガ皮カラ係ツテ行クトキハ一人ニ係テ九百圓取レルカラ詰リノ持  
分ハ三百圓

(委員長) 連帶債務ノ上ニ就イテハ三人ガ均シク持ツガ死ンタ丙  
ノ負擔スヘキ高ヨリ外ニ負擔シナイカラ甲乙ノ債務迄モ負擔スル  
ト云フコトハ云ヘヌタロウ

(栗塚) 處ガ継令一人ガ死ンテモ相續人ノ丙チ代表シナケレハナ  
ラヌカラ九百圓チ拂ハセナケレハナラヌ

(委員長) 相續人カラ云ヘハ丙ノ負擔スヘキ債務チ負擔スルト云  
ハナケレハナラヌ

(栗塚) 丙ノ負擔スルノハ詰リハ三百圓チアルガ、連帶チアルカ  
ラ九百圓チナケレハナラヌ

(委員長) 債務ノ全部ト云フテ甲乙ノ部分マテモ負擔スルコトハ  
ナイ「丙ノ債務ノ全部ニ於ケル」トスレハ宜シイガ「債務ノ全部  
ニ於ケル」ト云フト甲乙ノ部分迄モ引受ケナケレハナラヌ様ニナ  
ル

(栗塚) 債務者ハ丙ガ死ンタカラ其相續人ニ對シテ九百圓訴ヘナ  
ケレハナラヌ

(委員長) 相續人チ代表スルハ何チ代表スルカト云フト丙チ代表  
スルノテ甲乙チ代表シハセヌ

(栗塚) 丙チ代表スルト云フノテ丙チ代表スレハ即チ九百圓ニナ  
リマス

(委員長) 債務ノ全部ニ於ケルト云フノハ甲乙丙ニ均シクト云フ  
ト

(栗塚) 相續人ガ三人チ連帶義務チ持テ居ル



(委員長) 丙ガ死シタケレトモ相續人ガ連帶義務者ニナツタ様ニ見ヘル

(栗塚) ソウスルト第一モ九百圓第二モ九百圓第三モ九百圓持ツト債權者ガ大變得ニナル

(南部) ソンナラ原案ノ通りテ宜シイ

(委員長) 「債務ノ全部」ト云フノハ良クナイ、死シタ人ノ債務ノ相續人ト云ハナケレハ分ラヌ

(村田) 三人ニ連帶テ行クノナレハ此條ハ入ラヌ

(松岡) 各相續人ニ對シテ功ガ生ス然レトモ各相續人間ニ在テハ相續部分ノ多少ニ從ヒトカ比例ニ準ストカ云フタラ分リマシヨウ

(西) ソウハ云ヘナイ

(栗塚) ソウスルト相續人ガ連帶義務ニナル

(村田) 日本ノ様ニ唯一人テ相續スレハ入ラヌノダ

(西) 今ニ人事編テ相續ガ分レマスカラ

(松岡) 「全部ニ於ケル」ト云フノハ悪ルイ

(委員長) 「相續人ニ對シ死者ノ債務ノ全部ニ於ケル」

(栗塚) 死者ノ債務ノ全部ト云フノハ幾ラテス

(委員長) 即チ九百圓ダ

(栗塚) 甲ニ向テモ九百圓行ケル、乙ニ向テモ行ケル、丙ニ向テモ行ケルソヨト云フノテス、丙モ生キテ居レハ九百圓行ケル

(南部) 死者ノ部分ト生者ノ部分トチ分ツコトハ出來マセン

(松岡) 三人ガーツナレハ全部ニ當ルケレトモ其レハ分ケルノタ五、二、二ト分ケルト云フノタカソウハ讀ノヌ

(栗塚) 文字ガ平易テ事柄ガ大ク敷イ

(南部) 相續ノ部分ハ債務ノ全部ニ於ケル部分ト云フコトニナルカラ差支ナイ

(委員長) 相続人ガ丙ノ存生中ニ連帶義務ヲ持ツノテハナイ、丙ノ相続丈ケ外出来ナイ、併シ連帶義務ヲ丙ガ負擔シナイトキハ九百圓チ三人ヲ負擔シナケレハナラヌト云ヘハ云ヘルガ、其レハ直接テナイ、間接ニ負擔スルト云フコトハ無クモ宜シイカ

(栗塚) 其相続部分ニ非サレハト云フノカ間接テ御座イマス

(松岡) 相続人ノ部分ト云フノハ債務ヲ引分ケタノテ割合ハ死亡人ノテシヨウ其レタカラ債務ノ全部ニ於ケル相続部分ト云フモノ、アロウ答ハナイ

(栗塚) 相続人ニ割合ノ全部ヲ割付ケテト云フノテス

(西) 借リト有リ金ヲ併セタモノガ相続部分ヲ御座イマシヨウ

(栗塚) ソウテス

(委員長) 「於ケル」ト「爲ノニ」ト換ヘレハ分ル「債務ノ全部ニ付キ其相続全部ニ非サレハ」トハ書ケヌカ



(栗塚) 「付イテノ」トカ何トカ云ハナケレハナリマセン、「相続部分ノ割合ニ非サレハ」ガ宜シウ御座イマシヨウ

(横村) 相続部分ノ割合ト云フトキハ

(栗塚) 九分ノ五トカ、九分ノ二トカニナリマス

(横村) 三人チ合シテ尙ホ九百圓ヲ負擔スルト云フノハ分ラヌ

(栗塚) 其レハ此處ヲ見セルニ及ハヌ連帶債務ヲ負擔スルトキハ相続人ガ第三者テナイ當事者ト同シモノタト云フコトカアリマス

(横村) 債權者ガ丙ノ死シタル跡ニ向ケ行タトキハ十分ノ五テ四百五十圓ホカ係ツテ行ケヌ

相続 負擔額

長男 十分五 四百五十圓  
 次男 十分三 二百七十圓

(村田) 「相続ノ割合」トシタラ良カロウ

(松岡) 相続ノ割合ノ所へ債務ヲ持テ往ツテ割合ハセルカラ

(委員長) 相続ノ部分ト云フノ八十人ニ割ルノガ部分テ今度割合ト云フノ割合ト五トカ三トカニ解スル字ヲナケレハ、相続ノ部分ニ非サレハト云フト相続ガ割レタ部分ト云ハヌト分ラヌ

(栗塚) 相続人ノ持分ヲナケレハト云フノテ御座イマス

(村田) 會社ノ派分ノ持分ト同シコトテス

(委員長) 「相続部分ノ割合」トスレハ宜シイ

(栗塚) 「割合」ト入レマシヨウ

(委員長) 「全部ニ付キ」テハイケナイカ

(南部) 「全部ニ付テ」ガ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 「付キ其相続部分ノ割合」トシタラ良カロウ

(栗塚) 「於ケル」テハ如何テス、其功力ヲ生セスト云フノハ良クアリマセン

(南部) 「付キ功力ヲ生セス」ト云フノハ能クアリマセン

(委員長) 「付キ功力ヲ生セス但相続部分ノ割合ニ非サレハ」ト云フノタカラ

(南部) 全部ニ付テハ功力ヲ生セス一分ニ付テハ功力ヲ生ストハ見ヘマセンカ、全部ニ付テノ相続ノ部分ト云フノテ御座イマスカ  
ラ

(委員長) 皆ハ生セヌ、割合ナレハ生スルト云フノタカラ同シコトタロウ

(松岡) 「任セス」ハ原因ノ爲ノニ非サレハ負債ヲ辨済スルニ及ハストアル

(南部) 其レテハ元トノ方ガ良クハナイカ

(栗塚) 「爲メ」ト云フ字ヲ割合ト見レハ宜シイ

(大尾崎) 「全部ニ於ケル」トシマスカ

(委員長) 「付キ」ナラ宜シイガ「付イテノ」ヨリハ「於ケル」ガ宜シイ、二項ニモ「爲メ」ト云フ字ガアルガ「爲メニ」ヨリ「對スル」ノ方ガ良クハナイカ

(栗塚) 之モ「割合ニ非サレハ」テ宜シイ

(委員長) 「其共同相續部分」ト云フノハ

(栗塚) 相續人ノ中間テス、仲間ニ對シテハ功ハナイ

(委員長) 「共同」ハ何ト云フ字テス

(栗塚) 「マンミン」テス

(委員長) 共同ト云フト權利モ義務モ負擔シテ居ル様ニ見ヘル、今迄ノ「共同債務者ハ權利モ義務モ同シタカ、之ハ違ウカラ

(松岡) 仲間ト云フ字ハ良イ字ダ

(栗塚) 「他ノ相續人ニ對シテ功力ナシ」テモ宜シイノテ御座イ

マス

(渡) 其相續人中ノ他ノ者ニ對シテハト云フ意味ダ

(委員長) 何處テモ分ル様ニナツテ居レハ「共同」テモ宜シイ

(大尾崎) 「他ノ」トシ様

(委員長) 「他ノ」テモ宜シイ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項左ノ如ク改ム

若シ連帶債務者ノ一人ガ數名ノ相續人ヲ遺シテ死亡シタルトキハ他ノ債務者ノ一人ニ關スル訴追ノ行爲判決自白及ヒ宣誓又ハ其拒絕ハ其各相續人ニ對シ債務ノ全部ニ於ケル其相續部分ノ割合ニ非サレハ效力ヲ生セス

第二項 「爲メ」ヲ割合ト改ム

第三項 「其共同」ヲ「他ノ」ト改ム

第一千六十三條朗讀ス

第一千六十三條 若シ負擔セラレタル物ノ滅失又ハ總テ其他ノ義務履行ノ不能力連帶債務者ノ一人ノ過愆ニ因リ又ハ其付連帶後ニ生スルトキハ他ノ債務者ハ債權者ニ對シ連帶シテ損害賠償又ハ過怠約定ノ責ニ任ス但債務者中過愆アリ又ハ過滯ニ在リシ者ニ對スル他ノ債務者ノ求償權ヲ妨ケス（第一千二百五條）

從來ノ債務者ノ一人カ死亡シタルトキハ他ノ債務者ト死者ノ相續人トノ相互ノ責任ハ前條ニ從ヒテ之ヲ規定ス

（修正案） 第一項「若シ負擔セラレタル物」云々ヲ「義務ノ目的物」云々ト改メ「但」ノ下「債務者中」ノ四字ヲ削リ「在リシ」ノ下ニ「債務」ノ二字ヲ挿入ス

第二項 「從來ノ」ノ三字ヲ削ル

（栗塚） 「若シ負擔セラレタル物ガ滅失」ヲ「義務ノ目的物ノ滅失」ト致シマス但「債務中」ヲ削リマシテ「過滯ニ在リシ債務者」ト致シマス二項ハ「從來ノ」ト云フコトハ云フニ及ヒマセンカラ削リマシタ

（村田） 「從來」ト云フ字ハアツタ方ガ宜シイ元トノヲ云フノタカラ

（栗塚） 新債務者ガナイノテ御座イマスカラ相續人ニ對シテノ言葉ヲス

（村田） 相續人モ債務者ダ

（松岡） 入ラナイ、千六十一條ノ債務者ト同シコトダ

（栗塚） 末項ハ「前條ノ規定ニ從フ」ト致シマス

（委員長） 義務ノ目的物ノ滅失ト云フノハ入用ナシテ云フテ居ル

カ

(栗塚) 義務履行ノ不能ヲ言渡ス爲メニ重モナル物ガ無クナツタ  
トキタ、家ガ焼ケタトキ又其他ノ義務ノ不能ガト云フノテ御座イ  
マス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千六十四條朗讀ス

第千六十四條 連帶債務者中ニテ自己ノ出捐ヲ以テ全部又ハ一  
部ニ付キ債務ヲ辨濟シ又ハ共同ノ免除ヲ得セシメタル者ハ他  
ノ各債務者ニ對シ債務又ハ自己ノ辨濟シタルモノニ於ケル其  
各債務者ノ負擔部分ニ付キ自己ノ權利ヲ以テ求償權ヲ有ス(一  
第千二百十三條、第千二百十四條第一項)

右ノ求償中ニハ會社及ヒ代理ノ規定則ニ從ヒ辨償金及ヒ必要  
ナル出捐ノ賠償ノ外辨償以後ノ法律上ノ利息及ヒ避クルコト

ヲ得サリシ費用ヲ包含ス

修正案 第一項左之如ク改ム

連帶債務者中ニテ自己ノ出捐ヲ以テ債務ヲ辨濟シ又ハ共同ノ  
免除ヲ得セシメタル者ハ他ノ各債務者ニ對シ債務ニ於ケル其  
各自ノ負擔部分ニ付キ自己ノ權利ヲ以テ求償權ヲ有ス

(栗塚) 「債務者又ハ自己ノ辨濟シタルモノニ」ト云フノテ割リ  
マス、其レカラ「全部又ハ一分ニ付キ」テ削リマシタ「債務ニ於  
ケル其各各自ノ負擔部分ニ付キ」テ御座イマス之ハ先達テ分リ惡  
クタイト仰シヤリマシタ相續人ノ割合部分ト同シテ御座イマス

(松岡) 辨濟ト免除ヲニツ書キマシタカ

(栗塚) 此間ニツアリマシタ、金ヲ出シタ人ハ他ノ人カラ取レル  
ト云フノテス

(村田) 「自己ノ出捐ヲ以テ」ト云フノハ入ラヌ

(栗塚) 債務ヲ辨済シ又ハ共同ノ免除ヲ得セシムル爲メ自己ノ出捐チシタモノハト云フノテ御座イマス

(松岡) 前ニモソウ云フ論ガアリマシタカ「主タル債務ヲ辨済チ辨済シ又ハ自己ノ出捐チ以テ」トアルカラ彼處ト同シニシナケレハナラヌモノナレハ同シニシナケレハナラヌ、左モナケレハ債務ヲ辨済シタル者カテ宜カロウ

(南部) 前ノ通りガ宜シイ

(栗塚) 「債務ヲ辨済シ又ハ其他自己ノ出捐チ以テ共同ノ免除ヲ得セシノタル者ハ」テ御座イマス

(松岡) 「又」ハト云フノハ入ラヌダロウ「又ハ其他」ト云フノハ皆制ツタ

(西) 再調査テ直シタラ良カロウ

(委員長) 「又ハ」ガアレハ「其他」ハ入ラヌ

(栗塚) 「又ハ」テモ宜シイ

(栗塚) 「其他」トシテ「又ハ」ヲ制リマス、六十三條モ「又ハ」ヲ制リマス

(村田) 三十條モ「又ハ」ヲ制ロウ「避タルコトヲ得サル費用」ト云フノハ無い「必要ノ費用」テ良カロウ

(南部) 必要費用ト云フノハ別テス

(北島) 避クヘカラサル費用ダ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項左ノ如ク改ム

連帶債務者中ニテ債務ヲ辨済シ其他自己ノ出捐チ以テ共同ノ免除ヲ得セシノタル者ハ他ノ各債務者ニ對シ債務ニ於ケル其各自ノ負擔部分ニ付キ自己ノ權利ヲ以テ求償權ヲ有ス

第千六十五條朗讀ス

第千六十五條 債務ノ全部又ハ一分ヲ辨済シタル債務者ハ亦債權者ノ實際受取リタルモノ、限度ニ於テノミ第五百四條第一號ニ從ヒ法律上ノ代位ニ因リ其債權者ノ權利及ヒ訴權ヲ行フコトヲ得（第千二百五十一條第三號）

然レトモ其債務者ハ前條ニ記載シタル如ク其共同債務者ノ各自ノ間ニ於テ自己ノ訴ヲ分ツノ義務アリ

修正案 第二項「自己ノ訴ヲ分ツノ義務アリ」ヲ「自己ノ訴ヲ分ツコトヲ要ス」ト改ム

（栗塚） 「ノ義務アリ」ヲ「分ツコトヲ要ス」ト致シマス

（松岡委員） 全部又ハ一分ハ入りマスカ

（栗塚） 「限度ニ於テ」トアリマスカラ入りマス

（松岡） 千兩ノ物ヲ九百兩ヲ済マセテ賣ヘハ九百兩ト云フノテ最

初ノ内拂ヒタノ皆拂ヒタノト云フノテハナイ

（栗塚） 九百圓丈ケノ限度テス

（松岡） 其レタカラ「全部又ハ一分」ハ入りヌ之ヲ云フト出捐ノコトヲ云ハナケレハナラヌ

（栗塚） 請リ代位スルト云フ丈ケテス

（南部） 限度ト云フノハ債權者ガ受取ツ丈ケト云フノタカラ全部一分トハ少シ違ウ

（委員長） 併シ拂ツタ方ガアルカラ受ケ取ツタ限度ハアルガ拂ヒ方ハ皆拂ツタ様ニ見ヘルト受取ツタトキ限度ガ照應セヌ様ニナル

（松岡） ソコテ實際受取リタル限度ト云フノハ千兩持テ來レハ千兩ノ證文ガ來ルカト云フト實際九百圓ト云フナラ九百圓ト云フ丈ケテス

（委員長） 債務ノ全部ヲ辨済シタルト云フト皆辨済シタ様ニナル



(南部) 「全部一分」ヲ置クナラ前モ置カナケレハナラヌ

(松岡) 現ニ受取ツタ限度ガ算盤ノ元トニ立ツト云フノタカラ一部全部ハ關係ヲ持タヌ

(大尾崎) 自己ノ訴ヲ分ツノ義務アリト云フノハ自分ガ出ス物丈ケハ引キ除ケナケレハナラヌト云フノカ

(南部) 自分ノ求償ノ部分丈ケヲ分ツテ法律上ノ代位

(村田) 鳥渡分ラヌ

(松岡) 原告ヲ訴ヘテ置クナラ其部分丈ケハ除ケナケレハナラヌ

(栗塚) 六十四條ノ全部又ハ一分ハ報告委員ヲ制ツタ人ガ制ラナイ人モアリマスカラ此處ヲ制レハ先キモ制ラナケレハナリマセン

(松岡) 六十一條ヲ代位ハ使ウ金額丈ケヲナケレハ訴權ガナイトアル

(渡) 制ツテ宜カロウ

(大尾崎) 債權者ノ上ノ「亦」ノ字ハ入ラヌ様ダ

(栗塚) 之ハ報告委員ノ粗漏テ御座イマス

(松岡) 制ロウ

(栗塚) 「辨濟ヲ爲シタル債務者ハ」ヲ良サソウナモノダ

(南部) 債務ヲ云フタ方ガ宜シイ

(栗塚) 「債務ヲ辨濟シタル債務者ハ」ト致シマス

(委員長) 「訴ヲ分ツコトヲ要ス」ト云フト分タズトモ良カロウ

(松岡) 實ハ云ハストモ良イノタ我制前ハ自分ヲ拂ヘト云フノタ

カラ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條第一項ハ左ノ如ク決ス

「債務ノ全部又ハ一分ヲ辨濟シタル債務者ハ亦債權者ノ」トアルチ「債務ヲ辨濟シタル債務者ハ債權者ノ」ト改ム

第二項 報告委員ノ修正ニ決ス

第千六十六條朗讀ス

第千六十六條 不注意ニテ辨濟シタル保證人ニ對シ第千三十二條及ヒ第千三十三條ニ掲ケタル求償ノ失權ハ之ト同一ノ場合ニ於テハ訴追又ハ辨濟ヲ共同債務者ニ告知スルコトヲ怠リタル連帶債務者ニ對シ之ヲ宣告スルコトヲ得

修正案 「訴追」ノ上「バ」ノ一字ヲ刪ル

(松岡) 「宣告スルコトヲ得」ト云フノハ「對抗スルコトヲ得」ト云フ方ガ良クハナイカト思フ之ヲ見ルト求メノナイコトヲ裁判所ガスル様ニナル

(栗塚) コウ云フ場合ニハ、コウ云フコトカアルソヨト云フノテ御座イマス

(渡) 「對抗」ヲモ宜シイ

(村田) 三十二條ニモ「宣告セラル、コトアリ」トアル

(栗塚) 人カ云フテ來ヌノニ裁判所ガ宣告スルト云フコトニハ見ヘヌテシヨウ

(南部) 債務者ニ之ヲ適用ス」ト云ヘハ宜カロウ

(栗塚) 千三十二條ニ掲ケタル求償失權ノ規定ハ之ヲ適用ス

(南部) 「求償失權ノ規定ハ」ヲ宜シイ

(委員長) 千三十三條ニ「宣告セラル、コトヲ得」トアル

(松岡) アレハ三十二條カラ來テ居ルノテス

(南部) 「適用モス」ガ良カロウ

(村田) 「之ト同一ノ場合ニ於テ」ハ無クテモ宜カロウ

(松岡) 入ラヌ様ダ

(西) ソウ云フ場合ヲト云フノタカラアツタ方ガ宜シイ

(松岡) 規定ハタカラ違ウモノニ行ク答ハナイ

(大尾崎) 削リマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

不注意ニテ辨濟シタル保證人ニ對シ第千三十二條及ヒ第千三十三條ニ掲ケタル求償ノ失權ノ規定ハ訴追又ハ辨濟ヲ共同債務者ニ告知スルコトヲ怠リタル連帶債務者ニ對シ之ヲ適用ス

第千六十七條朗讀

第千六十七條 若シ共同債務者ノ一人カ上ニ指示シタル方法ノ

一ニ因リ求償ノ行ハレヌタル當時ニ於テ無資力ナルモ要求者

ノ責ニ歸スヘキ懈怠アラサリシトキハ無資力者ノ部分ハ辨濟

シタル者ヲモ加ヘテ他ノ資力アル者ノ間ニ割合ニ應シテ之ヲ

配當ス(第千二百十四條第二項)

修正案 冒頭「若シ」ノ二字ヲ削ル

(栗塚) 「若シ」ヲ削リマス

(大尾崎) 「求訟ノ行ハル、當時」テハ何時行ツテモ構ハヌ様ダ

(南部) 何時行ツテモ構ハヌガ懈怠ガナケレハナラヌ

(大尾崎) 期限ガナケレハ

(栗塚) 遅ク來タカラ無資力ニナソタト云ヘルテシヨウ  
カ遅ク來タカラ無資力ニナソタト云ヘルテシヨウ

(南部) 此無資力ニナツタ者ハ佛蘭西法ニ依ルト如何ナル事ガア  
ツテモ直クヤラナケレハナラヌ其レタカラ懈怠アラサリシトキハ  
ト云フテ居ルノタ

(松岡) 懈怠ト云フコトハ入ラヌコトヲ求訟シテ來レハ外ノ者ガ  
引受ケル

(栗塚) 誰ノ責ノニナル

(松岡) 誰ノ責ノモナイ皆テ分ツ、皆ガ無資力ニナレハ其人ガ一  
人テ引受ケル

(栗塚) 假令ハ丙ガ甲ノ所へ求訟ニ行クニ早ク行ケレハ賣力ガアツタニ通クヌナツタカラ乙ニ損ガ掛ル、其レハ悪ルイト云フノテ

(松岡) 三日目ナレハ宜シイ、五日目ナラ悪ルイト云フコトハ分ラヌ

(栗塚) 甲ガ拂ツテ乙、丙ニ行ケル、處ガ皆チ分ツ部分ガ九百圓ノモノナラ三百圓ツ、負擔スルノチ一人テスル

(松岡) 催促チ早クセヌ者ハ不調法ニナル

(栗塚) 三ヶ月四ヶ月経テ行ク、早ク行ケハ無賣力ニナラナカツタノテモアロウニト云フトキハトウシマス

(松岡) 凡ソ金貸シタリ立替ヘタリシテ其權利義務ガ定マツテ居ラナケレハ貴様ハ運カワタカラト云ハレテハ大變ダ

(栗塚) 唯裁判官ノ見分ケチ云フタノタロウカ、甲カ乙ヘ往ツタ

處ガ無賣力ダ、其三百圓ガ少シ遅レタルガ爲ノニ甲ノ損ニナルト云フコトハナイト云フコトテ御座イマシヨウ

(松岡) 甲ノ間ハ全クハ行カヌテシヨウ

(栗塚) 乙ニ行ケレハ取レタテアロウニ愚頭々々シテ居ル爲ノニ無賣力ニナツタノハ、甲ノ不調法テナツタノハ甲ハ自分ノ三百圓ノ外ニ三百圓ヲ負ハナケレハナラヌ

(松岡) 遠慮チシテハナラヌソヨ、目チ閉チテ取ラテケレハナラヌソヨト云フト同シコトダ

(栗塚) 其レハ懈怠ガアツタカ無イカ

(松岡) 大勢ノ金チ立替ヘテ居ル一緒ニ酒チ飲みニ往ツテ出訴期限モナシニ御前ガ拂ツタ處ガ誰某ガ他ヘ往ツタカラ御前一人テ背負ヘト云フノハ同シタ

(栗塚) 佛蘭西ノ如クニスレハ、マダ宜シイガ怠ツテ居テハイケ

又ソヨ

(南部) 辨濟シタトキ迄ノ無資力ヲ無ケレハ負擔セヌト云フノハ一概ノ論ダ

(松岡) 慈愛ヲ猶豫チスル人間ハ損タト云フコトニナル

(栗塚) 乙ニ猶豫チ與ヘタ爲ノニ丙ニ損チ掛ケテハ困ル、無資力者ガ出來ルノハトウシテ出來タノカ、甲ガ丙ノ處ヘ往ツタ處ガ、此間丙ノ所ヘ行ケハ金ガ有ツタノチ御前ガ忘ツタカラ無資力ニナツタト云フテ此損チサセルノハ氣ノ毒カ、又ハ丙ニ百五十圓損チサセルノカ氣ノ毒カト云フノテ御座イマス甲ノ忘リガアツタトキハ六百圓、忘リガナケレハ四百五十圓ヲ宜シイト云フノテ御座イマスカラ其斟酌ハ裁判官ニ任カセテ置クノカ宜シイ

(松岡) 立替ル人間ハ他人ノ金迄モ出シテ居ル忘ルト云フノハ何タロウカ立替タ人間ガ猶豫シテ居ルノハ社會ノ利益カ不利益カコ

民権一四ノ四〇

民権一四ノ四〇

ウ云フ法律チ立テ置ケハ損チスルカラ直ク取りニ行ク様ニナル

(南部) 早ク取ラセルガ宜シイ

(委員長) 自ラ忘リタルコトカナケレハ皆チ拂フ、忘リタルトキハ自分一人チ拂ウト云フノタカラ

(大尾崎) 一人無資力者ガ出來レハ皆ガ拂ハナケレハナラヌ

(西) 併シ早ク行ケハ無資力ニナラヌノニ遅クナツタ爲ノニ無資力ニナツタノタカラ

(大尾崎) 一体ノ債務者ト皆チ負擔スレハ宜シイ

(渡) 之ハ松岡君ノ異論ハアリマスマイ反對ノ論カラ云フト憚意ハ裁判官ガ見分ケルカラ云ハセルカ宜シイト云フガ、ソナナ法現ハナイ、五人テ持テ居ル借金チ一人テ立替テ他ノ四人ニ分ケ前チ出サセ様ト云フト一人無資力ガ出來テ無資力ノ分ケ前チ云ハナカツタラ貴君脊負ヘト云フノハ道理ニ於テ許サヌ

(南部) 何テ法理ニ合ハヌカ

(渡) 期限ガアレハ宜シイガ、期限ガ無いノニ起ツタカラ青負ハセルノハ良クナイ

(南部) 無資力ト云フノカ期限ダ、無資力ト云フ期限ガアレハ法律ニ定メルハ分ラヌカラ裁判官ニ任カセル

(渡) 法文テ定マツタ事チ忘ツタノテナケレハ懈怠ト云ヘヌ、之ハ便宜ダケレトモ全体人ノ物チ仲間同士テ拂ツタノタ

(栗塚) ソウテハナイ銘々ニ三百圓ツ、拂フ

(渡) ソレハ分ツテ居ル全体取換ヘタ物チ出サナケレハナラヌノハ普通ノ義務ダ其レチ忘リガアツタカラ出サズトモ良イト云フノ

ハ渡法果ダ、佛蘭西ノ通りニスレハ宜シイ

(委員長) 佛蘭西ノ通りニシテモ大變忘リガアル自分ガ金チ拂ツテ一方ノ人ガ無資力ニナツタトキ前日ニ往ケハ良カツタモノチ往

カナカツタ爲ノニ損チシタトキハ著シイ忘リテヤツタ、前日往ケハ瑕疵ノナイモノチ翌日往キタル爲ノニ瑕疵ガアツタ、其場合ニ皆ガ分擔スルノモ辨濟シタ人チ保護シ過キル様チモアル

(渡) 一体事柄ヌハ皆ノ分ケ前チ徴收シテ見ナケレハナラヌニ其

前ニ無資力トナツタノハ貴様ノ忘リタカラ貴様ガ青負ヘト云フノハ酷タロウト思ヒマス、前刺モ松岡君ノ云フ通り法律ガ規定スレハ人ノ立換ヘ物ハシナイガ宜シイ、若シ拂ツタナレハ無茶苦茶ニ往ツテ取レト云フ様チ結果チ起スコトカアル

(栗塚) 裁判官ニ是レ文ケノ鈍チ渡シテ置クノハ怖イト云フノナレハ別段テス

(渡) 裁判官ガ怖イト云フコトハナイカ全体此事柄ニ於テ取換ヘタ者ハ後チニ相當ニ出サナケレハナラヌ、其後無資力ニナツタモノハ皆チ出サナケレハナラヌト云フノカ穩カテアロウト思ヒマス

(松岡) 分擔ヲ配當スルト書イテアル

(栗塚) 其佛蘭西ノ法律ニモウ少シ早ク來レハ無資力テナカッタ  
遅ク來タ爲メニ無資力ニ

(栗塚) 幾年中ニ借リテ居テ今年ノ一月一日ニ拂ツタ乙ハ六月迄  
ハ有資力者テアツタ、若シ一月カラ六月迄ノ間ニ取リニ來ラ吳レ  
ハ獨立派ニ取レルモノチ七月ノ今日ニナツテ來タカラ無資力ニナ  
ツタト云フトキハ甲ノ怠リタル所爲ハ丙ガ背負ハナケレハナラヌ  
ト云フノハトウ云フ譯カ

(松岡) 「ムーロン」ハ無資力トナツタトキハ他ノ共同義務者ニ  
對シテ其部分ノ返還ヲ求メタ一人ニテ分擔スルヲ要セヌ總テノ義  
務者ニテ此責ヲ擔保スヘキナリ、佛蘭西ノ法文ニ命スル處ハ無資  
力者ノ分ハ有資力者ガ分擔スル、矢張違ツテ居ル人ガ分擔スレハ  
宜シイノタ、之ハ餘リ小細工通キテ良クナイ

民権一四ノ四二

(委員長) 佛蘭西法文通りニシ度イ意カ「ボアソナード」ノ法文  
通りニスルカ佛蘭西法テハ怠リガアツタモ無クテモヤツテ仕舞フ  
其レカラ其間ニ怠リカアツテ一方ノ者ガ他ノ義務ヲ負ウテ居ル者  
ガ無資力者ノ分ヲ分擔シナケレハナラヌト云フトキ、裁判官ガ見  
テモ其者ガ懈怠カラ無資力者ニナツタトキハ其者カ負擔シナケレ  
ハナラヌカト云フ論テ「ボアソナード」ノ原文ダト懈怠ト云フモ  
ノガ確カニ現ハレテ其ハ者ガ怠リノ爲メニ裁判官ノ目前ニ現ハレ  
タトキハ負擔サセテモ宜シイ又佛蘭西流儀ニシテモ代理人ナトカ  
額リニ非チ舉ケテ云フタトキハ云フテ行ケルカトウカ

(松岡) 法律テハ求償權カアルト云フノハ定メナイモノヲ見ルト  
云フコトハ六ヶ敷イ慈悲深クシ辛抱シテ居ヌト云ヘハ大便宜シイ  
(委員長) 慈悲深イト云フノハ裁判官カ怠リトハ云ハヌ、乙ト云  
フ者カ相場師テアツタ、昨日迄財産ガアツタカ明日相場テヤツテ

大員ケチシテ翌日損チスルコトハ出來ヌ昨日迄日數ガ掛ツテ居ルニ取リニ行カワシテ昨日其家へ往ツタカ催促スルコトヲ遺シタト云フトキ佛蘭西流義ヲ假令ハ損ナコトカアツテモ分擔シナケレハナラヌト云フト一方ノ代理人ガ云フニ、彼ノ日ニ向ウへ行キマシタカ、何トモ云ハヌ爲ノニ今日身代限りニナツテ仕舞ヒマシタト裁判官ニ云フタトキハトウスルカ

(松岡) コウ云フ條件ヲ履マナケレハナラヌト云フノテ背イタノナラ仕方ガナイガ、年月ヲ切ツテ居ルノナラ致シ方ガアリマセンカ催促ハ三年ノ期滿免除モアリ五年ノモアル人ニ物チ立替へテ自分モ損チスルノテ御座イマスカラ好ンテ自分ガ損チスル答ハアリマセン、其レヲ何ノ定ノモナク忘ツタト云フノハ良クナイ

(委員長) 期限ノアルコトモアリマシヨウ、期滿免除モアリマシヨウ

(松岡) 經時功ナトテ期限ヲ過キタノナレハ據ナイコトヲ御座イ

マス

(委員長) 其レモアル

(栗塚) 「方法ノ一ニ依リ求償ノ當時ニ於テ無賣力ナルトキハ無賣力者ノ部分ハ辨濟シタル者チモ加へテ他ノ賣力アル者ノ間ニ割合ニ應シテ之ヲ配當ス但要求者ノ賣ニ歸スヘキ懈怠アリシトキハ此限ニ在ラス」トシテハ如何テス

(大尾崎) 其レカ宜シイ

(松岡) 同シコトタ

(栗塚) 此本文テハ條件付ニナリマスカラ

(西) 其レ丈ケニナレハ是テモ宜シイ

(南部) 但ノ方ガ宜シイ

(村田) 「其者ノ部分」ガ宜シイ



(北島) 「其者ノ部分」ガ宜シイ

(栗塚) 「其無資力者ノ部分ハ他ノ」トシマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

共同債務者ノ一人カ上ニ指示シタル方法ノ一ニ因リ求償ノ行  
ハレタル當時ニ於テ無資力ナルトキハ其無資力者ノ部分ハ辨  
濟シタル者ヲモ加ヘテ他ノ資力アル者ノ間ニ割合ニ之ヲ配當  
ス但要求者ノ責ニ歸スヘキ懈怠アリシトキハ此限ニ在ラス

第千六十八條朗讀ス

第千六十八條 若シ連帶債務者ノ一人ノ無資力カ何等ノ辨濟モ  
有ラサル前ニ生シタルトキハ債權者ハ其債權ノ全額ニ付清算  
中ニ加ハルコトヲ得

此ノ如クシテ債權者ノ辨濟ヲ受ケサルモノハ他ノ債務者之ヲ  
負擔シ其債務者ノ自己ノ部分外ニ辨濟シタルモノニ對スル

求償カ其清算ニ加ハリタル他ノ債權者ヲ害スルコトヲ得ス

修正案 第壹項「タルトキ」ノ上チ「何等ノ辨濟モ有ラサル前

ニ連帶債務者ノ一人ノ無資力ト爲リ」ト改ム

第二項「其清算ニ」ノ上チ「此場合ニ於テ辨濟ノ殘額ハ他ノ

債務者之ヲ負擔ス但其債務者ノ自己ノ部分外ニ負擔シタルモ  
ノニ對スル求償ハ」ト改ム

(栗塚) 「何等ノ辨濟モアラサル前ニ連帶債務者ノ一人ノ無資力  
トナリタルトキ」ト致シマス二項ハ「此場合ニ於テ辨濟ノ殘額ハ  
他ノ債務者之ヲ負擔ス但其債務者ノ部分外ニ負擔シタル物ニ對ス  
ル求償ハ」ト致シマス

(松岡) 加ヘルヲ得スト云フノタロウ、上ノ方ハ前後ニ書分ケテ  
受ケルト云フテ今度ハ清算ニ加ハラセン

(栗塚) 其實債權者ノ權利ヲ害スルカラ往ケヌカ知レヌガ害サヌ

ケレハ往ケルテシヨウ

(松岡) 害セヌ位ナレハ入ルニ及ハヌ云フテ被害セラル、爲ノニ  
入レヌト云フノテ已ニ前項ガ入テ居ルカラ十ノモノハ十幾ツ入ル  
様ニナル

(南部) 「加ハリテ」タロウ

(松岡) 「加ハルコトヲ得ス」テ宜シイ

(西) 他ノ債權者ト云フノハ

(松岡) 關係セヌ人テス

(大尾崎) 入ツテ行ケソウ等モナイモノタ

(松岡) 云フテナイト前項ノ所テ管賣ツテ仕舞ストモ高ハ分ル、  
ソウスルト出スト云フテ出シタノハ宜シイガ餘分丈ケハ加エテ吳  
レト云ヘソウタガ、ソレハ出来ヌ前ノ所テ前項ヲ拂ツテ居ル其レ  
チ入レルト十ノモノカ十幾ツニナル、外ノ債權者ハ割合ガ少ナク

ナルカラ「加ヘルコトヲ得ス」テ良カロウト思ヒマス

(大尾崎) 若シ返ヘシサヘシナケレハ取テモ宜シイト云フノタカ  
ラ同シコトタ

(南部) 清算ニ加ハツテ他ノ債權者チ害スルコトハ出来ヌト云フ  
ノタカラ意味ガアル

(松岡) 其レハ云ハストモ知レテ居ル

(西) トウシテモ加ハルコトハ出来ヌ勘定ダ

(松岡) 商法ノ分産ト訴訟法ノ差押トハトウナツテ來ルカ知レマ  
センカ訴訟法ハ差押ハ質取リト

(栗塚) 之ハ商人テナイ積リタカラ訴訟法ノ差押ヘノ結果カラ之  
ガ生スルノテス

(松岡) 良ク注意シテ貰ヒマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千六十九條朗讀ス

第一千六十九條 若シ債務者ノ一人カ無資力ト爲ル前ニ一回又ハ數回ノ一分辨済アリタルトキハ債權者ハ其未タ受ケサルモノ、爲ノニ非サレハ無資力者ノ財産ノ清算中ニ加ハラヌ又一分辨済ヲ爲シタル一人又ハ數人ノ債務者ハ第一千六十四條ニ從ヒ自己ノ受ク可キモノ、辨済價ノ爲メ清算ニ於テ債權者ト競分ス(佛商第五百四十四條)

修正案 「債務者ハ第一千六十四條」云々ノ上チ左ノ如ク改ム

債務者ノ一人ノ無資力ト爲ル前ニ一分ノ辨済アリタルトキハ債權者ハ辨済殘額ノ爲メニ非サレハ其清算中ニ加ハルコトヲ得ス又一分ノ辨済ヲ爲シタル他ノ

(栗塚) 「債務者ノ一人ノ無資力トナル前ニ一分ノ辨済アリタルトキハ債權者ハ辨済殘額ノ爲メニ非サレハ其清算中ニ加ハルコト

ヲ得ス又一分ノ辨済ヲ爲シタル他ノ債權者ハ」ト致シマス

(松岡) 「清算ニ於テ債務者ト競分ス」ハ「清算ニ加ハルコトヲ得」トハ出來マセンカ

(栗塚) 「清算ニ加ハルコトヲ得」ヲモ宜シウ御座イマス

(委員長) 是レテ食事ニ致シマス

本條ハ「清算ニ於テ債權者ト競分ス」トアル「清算ニ加ハルコトヲ得」ト改メ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

午時正午休憩

午後零時五十分開議

第一千七十條朗讀ス

第一千七十條 總テノ連帶債務者又ハ其中ノ數人ガ何等ノ辨済モ有ラサル前ニ無資力ト爲リタル場合ニ於テ債權者ハ其債權ノ全額ノ爲メ各清算中ニ自己ノ債權ヲ記入セシム

然レトモ債權者カ清算ノ一ニ於テ最初ノ配當金ヲ受ケタルトキハ他ノ清算ニ於テ其債權ノ全額ニ從ヒ債權者ニ付與ス可キ新配當金ハ其未タ受ケサルモノ、割合ニ應スルニ非サレハ債權者其拂渡ヲ受クルコトヲ得ス

殘餘ノ物ハ各債ノ清算カ名稱債務ノ額内ニテ辨濟シタルモノ、割合ニ應シテ其各清算ヲ賄フ爲メ特別ノ財團ヲ組成ス（佛商第五百四十二條、第五百四十三條）

修正案 左ノ如ク改ム

何等ノ辨濟モ有ラサル前ニ總テノ連帶債務者又ハ其中數人無資力ト爲リタル場合ニ於テ債權者ハ其債權ノ全額ニ付キ各清算中ニ加ハルコトヲ得

然レトモ債權者カ清算ノ一ニ於テ配當金ヲ受ケタルトキハ他ノ清算ニ於テ其債權ノ全額ニ從ヒ債權者ニ充テタル新配當金

ハ以前ノ配當ニ於テ未タ受ケサルモノ、割合ニ應スルニ非サレハ之ヲ債權者ニ拂渡スコトヲ得ス

右拂渡ノ殘額ハ各清算ニ返償ス但其各清算カ辨濟シタルモノ、割合ニ從フ

（栗塚） 修正致シマシタ

（村田） 辨償債務ト云フタハ千圓ヲ拂ツテ來タ額ニ於テ連帶シタルモノ、割合ニ從テ清算ヲ償フ爲メ特別ノ一ツノ債團ヲ設ケ様ト云フノタカラ清算ニ辨償スルト云フノハ良クナイ「財團」ト云フ字ヲ入レタラトウタロウ

（栗塚） 此修正ノ通りテ宜シイト思ヒマス

（村田） 元トノ財團ノ方ヘ返ヘス爲メ特別ノ財產ヲ作ルト云フノタロウ

（栗塚） ソウテハアリマセン、拂ヒ渡ス部分丈クハ一ト纏メニシ

テアルカラ意味ハ一ト纏ノニスルモニタ纏ノニスルモ入ラヌコト  
タ

(村田) 元トノ儘テモ分ラヌコトハナイ

(松岡) 私ハ旨意ガ分ラヌ、右拂渡シノ残額ハト云フト、一項テ  
ハ金額ニ對シテ百ノ内三十ナリ五十ナリ拂ツタ然レトモカラ二番  
目ニナリマシヨウ

(村田) 拂ヒ係リガアツタトキハ遣ツタ方へ返へセト云フノタ

(松岡) 皆へ係ツタ處ガ、思ヒノ外取レテ餘ツタトキノコトタ

(栗塚) 九百圓ノ連帶債務テ甲乙丙三人テ何レニテモ九百圓係ツ  
テ行ケル答テアツタ處ガ

九百圓

○甲十分ノ五

○乙十分ノ三

○丙十分ノ二

甲へ行キ九百圓取レルノカ五、九、四百五十圓外取レヌ、ソウス  
ルト残りガ四百五十圓アル乙へハ四百五十圓外係レヌガ九百圓金  
額係ツテ行ク處ガ十分ノ三テ三、九、二百七十圓貰ウ、是レ丈ケ  
取レルカ取レヌカト云フト未タ受ケサル物ノ割合ニ應スルニ非  
サレハ拂ヒ渡スコトカ出来ナイガ是レ丈ケ取レル割合ガ立ツ、處  
ガ正味取レルノハ四百五十圓ノ十分ノ三テナケレハナラヌカラ百  
十五圓外取レヌ、ソウスルト百十五圓ト二百七十圓ト較レハ百五  
十五圓返へサナケレハナラヌ、其レガ右拂渡ノ残額ノ一ツテスレ  
今度ハ丙へ往ツテ幾ラ取レル取レルカト云フト二、九、十八圓取  
レル之テ恰度九百圓ニナル、處ガ是レ丈ケハ取レナイ、四百五十  
圓ニ百十五圓ヲ入レハ五百六十五圓ニナル其レチ九百圓ノ内カラ  
引クト三百三十五圓ノ十分ノ二出サナケレハナラヌカラ六十七圓

テス、此四百五十圓ト百十五圓ト六十七圓ヲ併セルトキハ六百三十二圓ニナル、其レテ百八十圓ノ内カラ六十七圓引イタモノカ丙ニ返ヘル二百七十圓ノ内カラ百十五圓引イタモノカ乙へ返ツテ行ク、甲ニハ返ヘラナイ、丙ハ百十三圓殘ル之ヲ甲乙ニ分タナケレハナラヌ、其レテ十分ノ五ト三ニ分タナケレハナラヌ百五十五圓ハ甲ニ返ヘル、丙カラ返ツテ來タ金ハ甲ニ幾ラ行クカト云フト五十四圓五十錢ヲ乙ノ方へハ三十三圓九十錢行ク、殘リノ廿二圓六十錢ガ丙ノ殘リニナル、乙ニ殘ル七十七圓五十錢ハ甲ノ方ニ行カナケレハナラヌ、二百六十八圓ハ債權者ガ損ヲシナケレハナラヌ何トナレハ九百圓ノ處ヲ六百三十二圓取外取レヌカラ

(松岡) 此註ヲヤツテ見マシヨウ  
一萬圓  
百分ノ五十

甲五千圓 千四百圓  
百分ノ三十  
乙千五百圓 八百四十圓  
三千五百圓ノ廿割  
丙七百圓 五百六十圓  
計七千二百圓

殘二千八百圓 債權者ノ損

(栗塚) 一番先キノ云ヒ出シハ甲ヲ五千圓乙ヲ三千圓丙ヲ二千圓取レルト云ハナケレハナラヌノタ

(松岡) 佛蘭西ノテハ大勢アルトキハチビ々々取ツテモ成ハ本額ヨリ多イカ知レヌ

(栗塚) 最初ハ甲ニモ一万圓ト云フテ係ツテ行クト百分ノ五十渡サレル、其レテ乙へ行クト百分ノ三十外渡サン、三千圓ヤルヘキ

タケレトモ五千圓ノ三十外ヤラヌト云フテ千五圓外ヤラヌ、又丙  
ヘ行クト七百圓外渡サヌ其残リハ何處ヘヤルカト云フト各債主ニ  
返ヘスヌソヨ

(南部) 一番先キヘ取ルト次キノ奴ガ少ナクナル

(委員長) 残ツタ千八百圓ヲ百分ノ五ナル五十圓、百分ノ三十  
ナラ三十圓ノ割合テヤルト云フノテスカ

(松岡) 千四百圓ヤル

(大尾崎) 債權者ニハ對シテハ平等ニ義務ヲ負ハナケレハナラヌ

(松岡) 平等ニハナラヌ、身代限ノ賣力ガ甲ハ百分ノ五十アルノ  
タカラ

(大尾崎) 餘計出シタ奴カ少ナク出シタ奴ニ求債權ガアリソウナ  
モノタ

(松岡) ソレハアリマシヨウ、後ニ分ル

(大尾崎) 拂残リト云フコトハ分ラヌ

(栗塚) 殘餘ヨリ拂渡残リノ方ガ分ルタロウト思ヒマス、前項ニ  
「拂渡スコトヲ得ス」トアリマスカラ分ルタロウト思ヒマス、處  
テ丙ガ二千圓ノ處エ七百圓外拂ハヌト云フタカラ千三百圓ハ各清  
算者ニ辨償スルト云フノテ御座イマス

(委員長) 辨償ト云フノハトウカネ

(村田) 「財産ヲ組成ス」ト云フノハ別ノ財團テハナイカ

(栗塚) ソウテハナイト思ヒマス

(委員長) 財團ハ辨償スル爲メノ財團ト云フテ居ル

(松岡) 財團ト云ハストモ遺リタル分ハ清算ヘ返ヘスト云フ、其  
レハ百分ノ五ナリ百分ノ三ナリノ比例ニ依ル

(栗塚) 「但各清算ニ辨償シタルモノ、割合ニ從フレテハ如何テ  
ス

(松岡) 其レテモ宜シイ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項第二項報告委員ノ修正ニ決ス

第三項左ノ如ク改ム

右拂渡ノ金額ハ各清算ニ返償ス但各清算ノ辨濟シタルモノ、  
割合ニ從フ

第一千七十一條朗讀ス

第三款 受方連帶ノ絶止

第一千七十一條 債權者其總テノ債務者ニ對スル連帶ノ拋棄ハ第  
四百五十八條第一項ニ規定シタル如ク其債務者ノ間ニ於テ單  
ニ連合ノモノトシテ義務ヲ成立セシメシノ義務ノ其他ノ性質ヲ變  
スルコト無シ

修正案 第三款「受方」ヲ「債務者間ノ」ト改ム

左ノ如ク改ム

債權者ノ總テノ債務者ニ對スル連帶ノ拋棄アルトキハ第四  
百五十八條第一項ニ規定シタル如ク其債務者ノ義務ハ單ニ  
連合ノモノトナリテ存シ其他ノ性質ヲ變スルコト無シ

(栗塚) 「受方」ハ「債務者ノ連帶ノ絶止」ト致シマス本條ニモ

修正ガ御座イマス

(松岡) 古イ譯ニハ「連帶義務」トアル

(栗塚) 「連合」ハ「共同」ト譯シテアリマスカ

(村田) 連帶連合ト云フコトハ澤山アリマス

(栗塚) 四百五十八條ニ「連合」トアリマス

(南部) 債權者ノ總テノト云フノハ可笑シイ

(栗塚) 「債權者總テノ債務者ニ對シ連帶ヲ云々スルトキハ」テ  
宜シウ御座イマス



(松岡) ソレガ宜シイ

(渡) 「對シテ」ガ宜シイ

(委員長) 連合ト云フノハトウ云フ譯カ

(栗塚) 一人ニ對シテ皆行タト云フコトハ出來ナイ、併シ皆テ義務ヲ負ウテ居ル

(横村) 千圓チ十人ニテ借リテ居レハ一人前百圓拂ヘハ宜シイ

(栗塚) ソウテス

(横村) 自分ノモノハカリ拂ヘハ宜シイカ

(松岡) 連合ナラ頭マ割リテ宜シイ、トウモ連合ハ悪ルイ

(委員長) 良ウ御座イマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第七十二條朗讀ス

第七十二條 若シ拋棄カ第五百三十二條ニ從ヒ明示又ハ默示

ニテ債務者ノ一人又ハ數人ニ對シテノミ爲サレタルトキハ他ノ債務者ハ連帶ノ釋放ヲ得タル者ノ部分ニ於テノミ其義務ヲ免カル(第千二百十條)

若シ連帶ヲ免除セラレサル債務者中ニ無資力者アルトキハ債權者ハ其無資力中ニテ連帶ノ釋放ヲ爲シタル者ノ部分ヲ負擔ス(第千二百十五條)

修正案 第壹項「若シ拋棄カ」ノ五字ヲ刪リ「數人ニ對シテノミ爲サレタルトキハ」ヲ「數人ニ對シテノミ連帶ノ拋棄アルトキハ」ト改ム

第二項「若シ連帶ヲ免除セラレサル」ヲ「連帶ノ釋放ヲ得サル」ト「連帶ノ釋放ヲ爲シタル」ヲ「連帶ノ釋放ヲ得タル」ト改ム

(栗塚) 之ハ少シ直シマシタ

(村田) 「明示又ハ默示」ト云フハ入ラヌノタ

(松岡) 之ハ入ラヌ

(委員長) 無賣力中カ無賣力者中カ

(栗塚) 「無賣力中」テ御座イマス

(委員長) 六十七條ノ適用ガ無イカ、知ラヌ一方ハ債務者カラ釋放サレタノタカラ

(栗塚) 一人無賣力者ガ居レハ甲ノ人ガ連帶ノ釋放ヲ得マシタ處ガ他ノ丙丁ハ釋放ヲ得ナカッタノタ、丙丁ノ中ニ無賣力者ガ出來ルト甲ト乙テ御座イマス、ソウスルト債權者ガ釋放シタカラ債權者ハ自分ヲ賣チ買ハナケレハナラヌ

(委員長) 釋放シタ者ノ賣チ買ウナラ宜シイカ

(栗塚) 「釋放ヲ得タルモノ、部分」ト致シマス

(委員長) 釋放ヲ得ヌ無賣力者ガアツタトキハ釋放ヲ得ヌ債務者

ノ無賣力中ニテ釋放ヲ得タルモノト云ツタラ分ルマイカ

(横村) 代ハリニシテヤラヌト跡ノモノカ迷惑チスル、債權者ガ釋放シタノハ甲ガ釋放ヲ得テ、乙丙ガ釋放ヲ得ヌ債權者ハ其無賣力中ニテト云フカラ丙ノ無賣力中ニタ

(栗塚) 甲ノ負擔スヘキモノチテ御座イマス

(委員長) 甲ト云フコトハ分ラヌ

(栗塚) 丙ガ無賣力者トナツタニ付イテ乙ノ義務モ重クナツタ甲ノ義務モ重クナラナケレハナラヌ、栗塚ト云フ債權者ガ居テ甲ニハ連帶ヲ免除シテ丙ガ無賣力トナツタトキニ義務ヲ免カレテ居ルカラ甲ノ負擔スヘキ部分ヲ栗塚ガ負擔スルト云フノテス

(委員長) 成程事柄ハ分ツタカ、文字ガ分ラヌ

(栗塚) 「無賣力ニ於ケル部分ヲ負擔ス」ト云フテハトウテス

(南部) 得タル者カ無賣力ニナル様ニ聞ヘル

(村田) 自分ガ釋放チシテヤツタ者ノ部分チ負擔シテヤル

(栗塚) 債權者ハ連帶ノ釋放チ得タル者ニ代ハリ右無資力中ニ於  
テ其者部分チ負擔ス

(南部) 代ハリニヤル様ニナル

(委員長) 「其無資力ニ關シ」トカ「付キ」トカ云ハヌト分ラヌ

(南部) 「無資力ニ就テ」テハトウテス

(栗塚) 「無資力ニ付キ」テモ宜シイ

(南部) ソレカ宜シイ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項第二項報告委員ノ修正ニ決ス

第三項「無資力中ニテ」チ「無資力ニ付キ」ト改メ他ハ報告  
委員ノ修正ニ決ス

第七十三條朗讀ス

第七十三條 債權者カ連帶債務者ノ一人ヨリ供シタル抵保ニ  
シテ他ノ債務者カ辨濟シテ代位スルコトチ得ヘキモノ、全部  
又ハ一分チ毀損シ又ハ滅失セシメタルトキハ他ノ債務者ハ債  
權者カ其抵保チ失ヒタル者ノ部分ニ付キ連帶ノ義務チ免カレ  
ント請求スルコトチ得

此ノ如ク宣告セラレタル免責ハ連帶ノ任意釋放ト同一ノ效力  
チ有ス

修正案 左ノ如ク改ム

債權者カ連帶債務者ノ一人ヨリ供シタル擔保ノ全部又ハ一分  
チ毀損シ又ハ滅失セシメ且其擔保ニ對シ他ノ債務者カ辨濟シ  
テ代位スルコトチ得ヘキトキハ他ノ債務者ハ其擔保チ供シタ  
ル者ノ部分ニ付キ連帶ノ義務チ免カレント請求スルコトチ得  
右ノ請求ニ因リ宣告シタル免責ハ連帶ノ任意釋放ト同一ノ效

力ヲ有ス

- (松岡) 末項ハ入ラヌノタ
- (村田) 代位スルコトヲ得ヘキモノナルトキハ
- (栗塚) 擔保ヲ代位スルコトハ出來マセン
- (委員長) 「代位スヘキトキハ」ノ方ガ良カロウ代位スルコトヲ得ヘキトキハト云フト、モノナルトキハト云フ様ニナル
- (栗塚) 代位ノ出來ルトキハト云フノテ御座イマス
- (委員長) 代位スヘキコトタロウ
- (南部) スルコトヲ得サルトキハイケナイト云フコトガ裏ニ在ル
- (村田) 代位ノ出來ルモノカアツタラト云フノタロウ
- (南部) 「得ルトキハ」ト云ヘハ宜シイノチスカ
- (村田) 「得ルトキハ」ト云フノタ
- (松岡) 「得ル」トハ強ヨ過キル

民権一四ノ五四

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千七十四條朗讀ス

第四款 單ニ完全ナル義務

第一千七十四條 第五百二十二條、第三百九十八條、第五百十九條第二項及ヒ其他總テ法律カ數人ノ債務者ノ義務ヲ其各自ニ對シ「完全即チ全部ノモノ」ト定メタル場合ニ於テハ其債務者ハ全部又ハ一分ニ付キ完全辨濟ノ言渡ヲ受ケタルトキト雖モ相互代理ニ付セラレタル連帶ノ效力ヲ之ニ適用スルコトヲ得ス

然レトモ一人ノ債務者ノ爲シタル辨濟ハ債權者ニ對シテ他ノ債務者ヲ免除シ辨濟シタメル者ハ事務管理ノ訴權ニ依リ又ハ己レノ當然代位シタル債權者ノ訴權ニ依リ他ノ債務者ニ對シテ其部分ニ付キ求償權ヲ有ス

修正案 第四款左ノ如ク改ム

全部辨済ノ義務

第一項 左ノ如ク改ム

第三百九十八條、第五百十九條第二項及ヒ其他總テ法律力數人ノ債務者ノ義務ヲ其各自ニ對シ全部辨済ノモノト定メタル場合ニ於テハ相互代理ニ付シタル連帶ノ效力ヲ適用スルコトヲ得ス但其債務者カ債務ノ全部ニ辨済スルノ旨渡ヲ受ケタルトキモ亦同シ

第二項 「債權者ニ對シ」ノ下左ノ如ク改ム

他ノ債務者ヲ免除セシム又辨済シタル者ハ事務管理ノ訴權ニ依リ又ハ債權者ノ代位訴權ニ依リ他ノ債務者ニ對シ其部分ニ付キ求償權ヲ有ス

（栗塚） 修正ハ「全部辨済ノ義務」トヤリマシタ「第五百二十二條

ハ削リマシタ「其各自ニ對シ全部辨済ノモノト定メタル場合ニ於テハ相互代理ニ付セラレタル連帶ノ功力ヲ適用スルコトヲ得ス但其債務者カ債務ノ全部ヲ辨済スルノ旨渡ヲ受ケタルトキモ亦同シ」ト致シマシタ、縱令全部一人ヲ辨済セヨト云ハレテモ連帶ノ功ハナイ

（南部） 但書ハ入ラヌタロウ

（栗塚） 起業者カ連帶ノ字ヲ改メルト云フテ届リマスカラ再調査テ「連帶」ト云フ字ヲ削ツテ來マシタ、此條ヲ置イタ以上ハ三百八十九條ヲ云フタ連帶ハ全部辨済ノモノナリト改メルト申シマシタカラ

（松岡） ソウスレハ之ハ入ラヌノタ

（栗塚） 五百十九條ノ二項ニ在ル連帶ト云フノモ完全辨済ト直サナケレハナリマセン、彼ノ場合此場合テ一人ニ對シテ殘ラスヲ拂

ヘト云フテ居ロウトモ其代理ノ功力アル連帯ハ此處ニハ當ラヌソ  
ヨト申シタノテ御座イマス

(村田) 「其各自ニ對シテ」トアリマスカ

(栗塚) 各ニ對シテトアリマス

(南部) 「債務全部ノ買渡ヲ受ケタルトキト雖モ亦同シ」ト云フ  
ノハ入ラヌ様ダ

(栗塚) 其レハ明日起案者ノ修正文ガ來テカラ申シマシヨウ、本  
日ノ分ハ今一條アリマスガ第二節ニナリマスカラ一條ハ明日ニ順  
ヒマス

(委員長) 本日ハ是レ迄チスカ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後三時五分閉會

民法草案債權擔保編第七十四回

自第七十五條  
至第九十條

民法草案債權擔保編第七十四回議事筆記

自第七十五條  
至第九十條

明治二十一年七月二十四日午前第八時二十分開議

第七十五條朗讀ス

第二節 働方即チ債權者間ノ連帶

第一款 働方連帶ノ本性及ヒ原由

第七十五條 同一債務者ノ數人ノ債權者間ニ於ケル連帶ハ權  
利ノ保存及ヒ行用ニ付キ債權者チシテ互ニ代人タラシム  
其連帶ハ合意、遺囑又ハ法律ノ明定ノミヨリ生スルコトヲ得

修正案 第二節「働方即チ」ノ四字ヲ削ル

第一款 「働方」チ「債權者間」ト改ム

第一項 「同一債權者ノ數人」チ「働方連帶即チ數人」ト改  
ム  
ノ「ニ於ケル」チ「ノ」ト改ム

第二項 「明定ノミ」チ「規定」ト改ム

(栗塚) 初ノチ「債權者間ノ連帶トシテ」第一款債權者間ノ連帶ノ本性及ヒ原由」ト致シマシテ第七十五條チ「働方連帶即チ數人ノ債務者間ノ連帶」ト致シマス

(村田) 「債權者ニ於ケル」テヨカロウ

(栗塚) 前ガ「間ノ連帶」トナツテ居リマス二項ハ「法律ノ規定」ト致シマス

(松岡) 法律ノ規定カラ連帶カ生スルト云フノハ何ニ在リマスカ

(栗塚) 民法ニハアリマセン、他日出來タトキノ用意テス

(松岡) ソレタカラ可笑シイ

(栗塚) 報告委員テモ可笑シイト云フ論ガアリマシタカ列ヘテ置イテモ恐ロシイコトハナイ、只無イ丈ケタト云フコトチアリマスカラ置キマシタ

(松岡) 道理上カラ云フテモ、ヨウ云フコトチ拵ヘル要用ハナイ

(栗塚) 向ウノ裏チ云フ爲ノニ置イタノテス

(松岡) 無イカラ書イテ構ハヌト云ヘハ世界ニ目ノ四ツアル奴ガアルソウナト云フコトチ書イテモ構ハヌ様ニナル

(南部) 唯裏シイノハ民法ニモ商法ニモ無イモノチ外ノ法律チ拵ユ得ルカト云フコト丈ケテス

(松岡) 二項ハ削除シテ貰ヒ度イ

(村田) ソンナラ受方ノ方モ削ルガ宜シイ

(栗塚) 併シ御議定ニナツテ居リマスカラ其處迄測ラストモ宜シウ御座イマシヨウ

(大尾崎) 無イモノナラ削ロウ

(渡) 之チ削ルナラハ受方ノ方モ一緒ニ削ラナケレハナラヌ一ツ殘シテ一ツ削ルト之ハ總則チ見タ様ナモノタカラ無クテモ列ヘテ置クト云フナレハ兩方置カナケレハナラヌ



(大尾崎) 無クテモ宜シイ

(南部委員) 答ヘニ困ル

(栗塚) 問合セニヤリマスカラ此儘御置キテ願ヒマス

(松岡) 前ノ方ハ有ルラシイ、彼ノ方ハ削ルト云フノナレハ見當

ラヌカラ起案者ニ問合セテモ宜シイカ、此處ハ殘ス譯ハナイ

(委員長) 法律ヲ作ツタトキハ作ラレル道理ノアルモノタト云フ

ノタロウ

(南部) 民法ヲ定メテナイモノテ外ノ法律ヲ連帶アリトカ何トカ

定ノラレルト云フコトヲ書クノハトウ云フモノチスカ

(委員長) 此處へ書イテ置ケハ「ボアソナード」ノ考テハ他ノ特

別法ヲモ規定サレルモノチアルト云フコトヲ見セ様ト云フ丈ケノ

旨意ダ

(南部) 削除スルノハ譯ハナイテスカ註解ノ意味ハ何ノ爲ノカ分

ラヌカラ其レヲ開イテ削除シテモ宜シイ

本條第一項ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第二項ハ起案者ニ質問ノ上削除スルコトトシ未定

第一千七十六條朗讀ス

第一千七十六條 數人ノ連帶債權者ニ對スル債務者ノ約務ハ同一

ノ所爲ヲ以テ又同一ノ時期ニ於テ又同一ノ場所ニ於テ之ヲ負

擔スルコトヲ必要トセス其義務ノ目的及ヒ原由カ同一ナルコ

トヲ要ス

債務者ハ亦數人ノ債權者ニ對シ種々ノ態様又ハ異別及ヒ不均

ノ負擔ヲ以テ義務ヲ負フコトヲ得

修正案 第一項「所爲ヲ」ヲ「行爲ヲ」ト改メ「時期ニ」ヲ「

時ニ」ト改メ「必要トセス」ヲ「要セス」ト改メ「其義務ノ

目的及原由カ」ヲ「但其義務ノ目的及ヒ原由ハ」ト改ム

第二項又債務者ハ數人ノ債權者ニ對シ異別及ヒ不均ノ態樣又  
ハ負擔ヲ以テ責ニ任スルコトヲ得

第五款ノ備考ニモ債權者間ニモ改メ

(栗塚) 「同一ノ所爲」ハ「行爲」トナリマス「又同一ノ時ニ於  
テ」トナリマス五十三條ト違シモ變ツタコトハアリマセン「負擔  
スルコトヲ要セス但其義務ノ目的及ヒ原由ハ」ト致シマス

(松岡) 註テハ五十三條ト似タケレトモ債務者チ債權者ト換ヘタ  
丈ケタト云フケレトモ矢張り變ツタコトハナイ

(栗塚) 唯連帶債務者ニ對スル債務者ノ約務ト云フコトカアル丈  
ケテス、之カ「權利ハ」ト云フ言葉ノ立テ方ナレハ宜シイガ、債  
務者カラ言葉ヲ立テアルテハナイカト質問シテヤリマシタ

(松岡) 私モ御同意ヲ刪除テ御座イマス、之テハ唯債務者ノ債務  
者ハトウシテ作ルノ、コウシテ作ルノト書イテアル丈ケテ債務者

ハトウスルト云フコトハ書イテナイ

(栗塚) 唯債權者ガ大勢アツテ債務者ガ一人ト云フコトハ想像ガ  
出來ル、五十三條ハ債務者ガ多クナツテ債權者ガ一人ノトキチ云  
フ、其レ丈ケノ差ヒガアル丈ケテ矢張り連帶債務者規定シテ居ル  
(松岡) 數人ノ連帶債權者ニ對スル債務者ノ約務ハ同一ノ時、同  
一ノ場所ヲ無クモ宜シイ

(栗塚) 南部サント貴君ガ私ニ金ヲ貸シテ下サルニ南部サンハ今  
日貸シテ下サルニ貴君ハ明日貸シテ下サル

(南部) 一方ガ數人ト一方ガ數人トノ違ヒ丈ケダ

(委員長) 起案者ニ聞イテアルノカ

(栗塚) ヘイ

(委員長) 債權者ノ方カラ書ケソウナモノダ

(栗塚) 出來マセン

(南部) 債權ト云フモノハ債務ノ契約ヲ御座イマスカラ

(委員長) 債務ノ契約ヲハアルケレトモ債權ガアル故ニ債務ヲ引  
受ケル

(南部) 引受ケルノテナイ、契約スルノタ

(村田) 行ハセルコトハ要用テナイト書カナケレハナラヌ

(委員長) 行ハセルコトカ出來ルト書カナケレハナラヌ

(栗坂) 「種々ノ態様」ト云フノハ翻譯ノ間違ヒテ「異別及ヒ不  
均ノ態様又ハ負擔」ト云フノテス

(委員長) 起案者カラ返事ガアツタ上ニ削ルヘキモノナラ削ツテ  
良カロウ

本條ハ起案者ニ質問中ニ付未定

第七十七條朗讀ス

第二款 備方連帶ノ效力

第七十七條 各連帶債權者ハ唯一ノ債權者ナル如ク義務全部

ノ履行ヲ債務者ニ要求スルコトヲ得(第七百九十七條)

債權者ノ一人カ訴テ起シタルトキハ他ノ各債權者ハ共通ノ利

益及ヒ自己ノ利益ノ保護ノ爲メ訴訟ニ參加スルコトヲ得

第二款 「備方」ヲ「債權者間」ト改ム

修正案 第一項「唯一」ヲ「唯一人」ト改ム

第二項「參加スルコトヲ得」ヲ「參加スルコトヲ得」ト改ム

(栗坂) 「債權者間ノ連帶ノ功力」トヤリマシタ末項ノ「保護」

ヲ「辨護」ト致シ「唯一」ヲ「唯一人」ト致シマス

(松岡) 五十六條ニモ「保護」トアル

(栗坂) アレモ「辨護」ト御直シテ願ヒマス

(松岡) 利益ト云フト「保護」ガ宜シイ訴訟ナラ「辨護」ガ宜シ

イガ

(栗塚) 訴訟ヲ御座イマス

(委員長) 「保護」ノ方ガ宜シイ

(栗塚) 其レテハ保護ニシテ置キマス「訴訟ニ参カル」ハ「参加スル」ト致シマス

(委員長) 良カロウ

本條第二項「保護」ハ原案ノ儘ニ存シ他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千七十八條朗讀ス

第一千七十八條 債務者ハ自己ノ方ニ在テハ他ノ債權者ヨリ訴追又ハ適式ノ要求ヲ爲サ、ル間ハ債務ノ全額ノ辨濟ヲ受取ルコトニ債權者ノ各自ヲ強要スルコトヲ得之ニ反スル場合ニ於テハ要求者ニ對スルニ非サレハ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス(第一千百九十八條第一項)

若シ同時ニ數箇ノ要求アルトキハ債務者ハ合同シタル要求者ニ對スルニ非サレハ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

修正案 第一項「訴追」ノ上テ「債務者ハ債權者ノ一人ヨリ」ト改ム

第二項 債務者ハノ下テ左ノ如ク改ム

要求者ノ合併シタル者ニ對スルニ非サレハ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

(栗塚) 「債務者ハ債權者ノ一人ヨリ」ト致シマス二項ハ「債務者カ要求者ニ合併シタルニ非サレハ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス」ト致シマス「合同シタル」ト云フノハトウシテモ分リマセン

(松岡) 同シテハナイカ

(村田) 「合併シタル要求者」トシテハトウカ

(栗塚) 其人等ガ集ツタ様ニ見ヘハシマセンカ、此方テ併セタ様

ニ見ヘマスカ

(松岡) 上へ書イテモ、下へ書イテモ同シテス「同時ニ数人」ト云フノハ人ヲ指シマスカ

(栗塚) 要求ヲ指シマス

(松岡) 一ノコトヲ數箇ト云フト

(栗塚) 幾ツモ訴訟ガ起ツタラハテス「数人ノ」ヲモ宜シイ

(松岡) 「數箇」ト云ヘハ事ト外観ノナイ「同時ニ数人」トスルガ宜シイ

(栗塚) 原文ニハ「數箇」トハナイ「數」トアルノテス

(清岡) 「数人ノ要求者アルトキハ」テ宜シイ

(松岡) 大勢ヲヤツテ來テモ向ウカ違帶ナレハ一人ヲ良サソウナモノタ

(南部) 訴訟ガ起ツテ居ルカラ其レチ一人ニヤルト云フコトハ出

來ナイ

(栗塚) 三人ヲ御貸シ下スツタカラ三人揃ツテ御出下サレハ上ケマスガ、一人ニ返ヘシテ復タ跡カラ來ルト困リマスカラ

(松岡) 本質ガ一人ニ濟セテ仕舞ヘハ他ノ人ガ我レモ々トハ云ヘナイ

(栗塚) 訴訟ノ起ラヌ中ハ全部ノ辨濟ヲ受取ツテ呉レト債權者等ノ各自ヲ強要スルコトガ出來ル、訴訟ガ起ツタ以上ハ頭マチ列ヘテ下サイ

(元尾崎) 之ハ宜シイ

(栗塚) 「数人ノ要求者アルトキハ」ト致シマス

(元尾崎) 「要求者ノ合同シタルトキニ非サレハ」ガ宜シイ

(村田) 「總テノ要求者ニ對スルニ非サレハ」

(南部) 「合併シタル」ト云フノカ必要ダロウ、別々ニ拂ツテハイ

ケナイカラ

(栗塚) 「總テノ」テハ足りマセン「總テノ要求者ヲ集メテニ非サレハ」テスカ「合同シタル」テハ如何テス

(村田) 合同ト云フト要求者ガ頭マチ揃ヘテ會議チスル様ニ見ヘル

(横村) 「總テ」ガ宜シイ

(南部) 「合同」ガ宜シイ

(西) 「合同」ガ宜シイ

(松岡) 「總テ」ガ六人タカラ多數ダ

(委員長) 「總テ」トヤリマシヨウ

本條第一項ハ報告委員ノ修正ニ決シ第二項ハ左ノ如ク改ム  
若シ同時ニ數人ノ要求者アルトキハ債務者ハ總テノ要求者ニ對スルニ非サレハ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス

第七十九條朗讀ス

第七十九條 義務組成ノ瑕疵ヨリ生シタル抗辨ニ付キ爲サレタル判決ハ總テノ債務ニ付キ總テノ債權者ノ不利ニ於テ又ハ其利益ニ於テ其效力ヲ生ス其名ヲ訴訟ニ表ハササリシ者ニ對シテ亦同シ

修正案 「抗辨以下利益」迄ヲ「答辨方法ニ付キ爲サレタル判決ハ債務ノ全部ニ對シ總テノ債權者ノ利害」ト改メ「其名」ノ上ニ「但」ノ字ヲ加フ

(栗塚) 「答辨方法ニ付キ爲サレタル判決ハ債務ノ全部ニ對シ總テノ債權者ノ利害ニ於テ其效力ヲ生ス但」ト致シマス

(委員長) 「抗辨」ハ「答辨」トシタカ

(栗塚) 起案者ハ自在ニ使ツテ居リマス

(松岡) 訴訟法ニ合セレハ「攻撃方法」ダロウ

(村田) 「訴訟ニ参加ラサリシ」テモ宜シイ

(栗塚) 「名ヲ表ハシテ訴訟ニ参加ラサリシトキモ亦同シ」ト云フ原文テス

(西) 分ルコトハ分ツテ居ル

(栗塚) 「名ヲ」ト云フノハ債權者ガ皆要求者ニナルコトガ出來ル、其レニモ皆利害ガ及フカト云フコトヲ論シテ居ルカラ、名ヲ出シテ居ラス者テモ效力ガアルソヨト云フノテスカラ、自分ノ名ヲ名代ガ往ツテ居タラハト云フコト迄見セテ居ルタロウト思ヒマス

(松岡) ソシナコトハ訴訟ノ上カラ云ツテ來レハ代人チ出セハ本人モ同シコトタト云フコトハ三尺ノ童子モ知テ居ルカラ「訴訟ニ参加ラサル者ニ對シテモ亦同シ」テ宜シイノタ

(渡) 此儘テ宜シイ

(松岡) 次々ノ條ニハ「其名ヲ表ハシ」トアル

(栗塚) 「若シ訴訟ニ参加ラサリシ者」トハ書ケマセン矢張り債權者ト云フ字チ入レナケレハナリマセン

(松岡) 其爲ノニ「債權者ノ利害ニ於テ」トアル

(西) 原案ノ説ガ多イ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千八十條朗讀ス

第千八十條 若シ判決力義務消滅ノ原由ヨリ生シタル抗辨ニ付キ爲サレタルトキハ其判決ハ下ノ區別ヲ以テスルニ非サレハ訴訟ニ参加ラサリシ債權者ニ對シテ其效ナシ

第一 第千七十八條ニ定メタル條件ニ從ヒ債權者ノ一人ニ爲シタル辨濟ハ全部ニ付キ總テノ債權者ニ之ヲ對抗スルコトヲ得又第五百四十四條第三項ニ記シタル如ク債權者ノ一人ニ對シ

債務者ノ得取シタル相殺ノ原由カ債務者ノ第七十八條ニ從ヒ其債權者ニ有效ニ辨済スルコトヲ得ヘキ時期ニ於テ生シタルトキハ其相殺ニ付テモ亦同シ

第二 一人ノ債權者ノ所爲又ハ權利ヨリ生スル更改、合意上釋放及ヒ混同ハ第五百二十三條第三項第五百三十七條第一項及ヒ第五百五十七條第二項ニ從ヒ其債權者ノ部分ニ非サレハ債務ヲ消滅セシメス右ノ所爲カ他ノ債權者ヨリ何等ノ訴追又ハ要求モ有ラサル前ニ爲サルコトヲ要ス又右ニ等シキ所爲ニ關シ及ヒ辨済又ハ相殺ニ關スル裁判外ノ宣誓又ハ其拒絕及ヒ和解ニ付テモ亦同シ(第一千九十八條第二項、第一千三百六十五條第二項)

修正案 第一項 「判決ハ」ノ上チ「義務消滅ノ原由ヨリ生シタル答辯方法ニ付キ爲サレタル」ト改ム

民捕一四ノ六五

第二號 「所爲又ハ權利ヨリ」チ「行爲ヨリ」ト改ノ「合意上」ノ三字ヲ削リ「債務ヲ消滅セシメス」ノ下要ス」迄チ「債務ヲ消滅セシメス但右ノ行爲カ他ノ債權者ノ訴追又ハ要求ノ前ニ在リシコトヲ要ス」ト改ム

「又右ニ等シキ所爲ニ關シ」云々チ別項ト爲シ左ノ修正ニ加フ  
「又右同一ノ行爲ニ關シ云々亦同シ」

(果敢) 四十四條ハ四十三條ノ間違ヒテス其レカラ修正カ御座イマス

(委員長) 權利ヲ止メタノカ

(果敢) 説明カス部分ニ入レタ様テス、實ハ「身柄」ト云フ字テス

(委員長) 七十九條ノ方ハ義務組成ノ瑕疵カラ生シタノテ、八十



條ハ義務消滅ノ原因カラ生スルノテ、其間ガ混淆シ易イ、其レニ一方ハ其名チ出シテ居ラヌ者チ效力チ生スル、一方ハ参加セヌ者ニ對シテハ效力チ生セヌトナツテ居ル

(粟塚) 瑕疵ト義務ノ消滅ノ理由中ニモ色々種類ガアリマスカラ(南部) 消滅ハ成立ツタ物ガ消滅スルノタカ、瑕疵ハ成立タヌノラス

(委員長) 七十九條ハ成立テ居ルノテス

(栗塚) 表向キ成立テ其實成立テ居ラヌト云フノハ錯誤トカ強暴トカ云フ類テ御座イマス

(委員長) 一方ハ名チ出シテ居ラヌ者迄モ效力ガ及ヒ、一方ハ效力ガ及ハヌト云フノカ

(南部) 消滅ノ理由ニハ一人カ辨済スルトカ、相殺スルトカ、訴訟ヘ参加ラヌ者カ相殺ト云フモノハ關係ガナイ、一人々々ノコト

ニナル、瑕疵ノ方ハ元トニ瑕疵ガアリマスカラ離レニテモ保ツテ訴訟ガ出來ル

(委員長) 成程元トガ消ヘテ仕舞フカ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千八十一條朗讀ス

第千八十一條 債權者中ノ一人ノ一身ニ關シ其債權者ニ對シ債務者ニ屬スル抗辨ニ付キ爲サレタル判決ハ他ノ債權者チ害セス又之チ利セス又債務者ト債權者ノ一人トノ間ニ於テ連帶ニ於ケル其債權者ノ權利ニ付キ爲サレタル宣誓又ハ其拒絕及ヒ和解ニ付テモ亦同シ

修正案左ノ如ク改ム

一人ノ債權者ニ對シ其一身ニ關スル債務者ノ答辨方法ニ付キ爲サレタル判決ハ他ノ債權者チ害セス又之チ利セス又債權者

ノ一人ノ連帯ニ於ケル權利ニ付キ其債權者ト債務者トノ間ニ  
爲サレタル宣誓又ハ其拒絕及ヒ和解ニ付テモ亦同シ

(栗塚) 「一人ノ債權者ニ對シ其一身ニ關スル債務者ノ答辨方法  
ニ付キ」トナリマス

(松岡) 「債權者ノ連帯ニ於ケル權利ニ付キ其連帯者ノ一人ト債  
務者トノ間」トシテハトウカ

(元尾崎) 債務者ト債務者ト誓ヒテシタトカ何トカ云フコトハ他  
ノ者ニ利害ハナイ

(松岡) 連帯ハ便利ナモノタケレトモ、連帯ニ賣ノルコトハ止メ  
ルカト云フト外ノ者ハ構ハヌ、話シタ人丈ケ效力ガアル

(元尾崎) 「爲サレタル」ハ「爲シタル」ヲ宜シイ

(栗塚) 「爲シタル」ヲモ宜シウ御座イマシヨウ又一人ノ債權者  
ノ連帯ニ於ケル權利ニ付キ

(松岡) 元トノ方ガ良クハナイカ「債權者ノ一人トノ間ニ於テ連  
帯ニ於ケル權利ニ付キ爲シタル」トシタラ良カロウ

(元尾崎) 「又連帯債權者ノ一人カ其連帯ノ權利ニ付キ債務者ト  
ノ間ニ爲シタル」トシ様

(栗塚) 「債務者ト爲シタル」ヲ宜シイ

(南部) 「一人ノ連帯ニ於ケル權利」ト云フト一人ガ總テノ連帯  
ニ於ケルトナリマス

(元尾崎) 「宣誓拒絕」ヲ良カロウ

(委員長) ソウヤリマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

一人ノ債權者ニ對シ其一身ニ關スル債務者ノ答辨方法ニ付キ  
爲サレタル判決ハ他ノ債權者ヲ害セス又之ヲ利セス又連帯債  
務者ノ一人カ其連帯者ノ權利ニ付キ債務者ト爲シタル宣誓、

拒絶及ヒ利解ニ付テモ亦同シ

第千八十二條朗讀ス

第千八十二條 債權者ノ一人ノ其債務者ニ對シテ時効ヲ中断シ又ハ之ヲ通滯ニ付スルノ所爲ハ全部ニ付キ他ノ債權者ヲ利ス  
〔第千百九十九條〕

債權者ノ一人ノ利益ニ於テ法律ノ設定シタル時効ノ停止ハ債權ニ於ケル其部分ニ限り其一人ノミチ利ス

修正案 第一項「全部ニ付キ」ノ上チ「一人ノ債權者ノ債務者ニ對シテ時効ヲ中断シ又ハ其債務者ヲ通滯ニ付スルノ行爲ハ」ト改ム

〔栗塚〕 「一人ノ債權者ノ債務ニ對シテ時効ヲ中断シ又ハ其債務者ヲ通滯ニ付スルノ合意ハ」ト致シマス「之チ」ノ指シトコロガ毎時ノ文例ト違ウト云フ論ガアリマシタ

〔松岡〕 「之チ」モ「債務者」モ削ツタラ良カロウ

〔栗塚〕 「又ハ通滯ヲ爲ス合意ハ」テ良カロウト思ヒマス

〔委員長〕 「中断又ハ」ト云フ字ガアルカラ具合カ悪ルイ

〔栗塚〕 「時効ヲ中断シ通滯ヲ何々スル」ナラ宜シイ

〔渡〕 修正チ宜シイ

〔委員長〕 良ケレハ先キへ行キマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千八十三條朗讀ス

第千八十三條 若シ連帶債權者ノ一人カ數人ノ相續人ヲ遺シテ死亡シタルトキハ債權ノ分割及ヒ前ニ指示シタル所爲ノ效力ハ第千六十二條ニ記載シタル如ク受方連帶ニ於ケルト同一ノ方法ヲ以テ働方ニテ生ス（第千二百二十條）

修正案 「所爲」ヲ「行爲」ト改ム

本學術叢書

(元尾崎) 數人ノ相續人ヲ遺スコトカ日本ニ在リマスカ

(松岡) 今ニ人事編ガ出來レハアリマス

(元尾崎) 遺言ヲ人ノ財産ヲ遺スノハ相續人トハ云ハヌ、相續人ト云ヘハ日本ヲハ即チ家督相續ヨリ外ニハ無イ

(委員長) ソレハ家督相續人ト財産相續人トハ違フ

(元尾崎) 此處ハ數人相續人ト云フト數人ノ相續人ガアルモノト定メテ仕舞フ様ニナリマス

(南部) 已ニ此間再調査ノ所ニモアツタ

(松岡) 之ハ人事編ヲ讀スルトキニ適不適チ云ハナケレハナリマセン

(元尾崎) 其時ニナレハ已ニ民法ヲ定テ仕舞タト云フタロウ

(栗塚) 其レハ遺ヒマス

(松岡) ソンナ論ハ出トコロカアリマセン

(委員長) 併シナカラ良ク論シテ貰ハヌト之ハ始終アル、日本ノ慣習ニ違言ナトカアルカラ

(元尾崎) 遺言ハ別タ

(栗塚) 相續人チ多ク見タ爲メニ日本ノ相續ハ一人チ取ルモノテナイト定メルニ及ハヌ

(元尾崎) 人事編ヲ設クル上ニ於テハ已ニ千八十三條ニ罷ノテアルト云フ様チハ困ルカラ

(委員長) 遺言チシテ死シタトキハ

(元尾崎) 遺言ハ別テス

(松岡) 遺言モ同シコトテス

(元尾崎) 相續ト云ヘハ家督チスルノタカラ

(松岡) 之ヲ起定サレルナレハ我々モ論ガアルガ用收權ノ所チ女房ノ財産チ子ガドウスルト云フコトハ其方ガ出來テ後ノコトタ

(栗塚) 起案者ニモ聞キマシタカ私ノ書イタノハ人事編ノ規定如何ニ關ハラス行ヘル、日本テハ矢張り手付ケルコトハ出來ナイ多分一人テアロウト思フガ一人テアルニモセヨ遺言テ他ノ財産チヤル權ガ無イトカ云フモノハアルマイ

(元尾崎) 黙ツテ死ンタトキノ話シハ

(栗塚) 其レハ人事編テ定ノル話シテ私ハ豫ノ云ハス、其國ノ風俗ニ基クカラ法理カラ推シテ行クコトハ出來ヌ

(松岡) 分家スル者モ相続ト名チ付ケル法ガ出來レハ始メテ相続ナル、唯分家ト云ヘハ家督相続ニナル

(委員長) 相続ハ家督相続ハカリトカ又ハ人事編ガ出來ナケレハ此法律ハ施行ガ出來ヌト云フト困ルカラ

(松岡) 其レハ出來マセン、債權者ノ連帶云々ト云フノハ法律ノ何處テ規定シテアルカ、無ケレハ適用シナイ迄タト云フ様ニナリ

マスカラ

(委員長) 財産ノ分派ハ現ニ行ハレテ居ル

(松岡) 數人ト云フ名チ付ケレハ此條ガ直クニ行ハレル、一人ノ相続キリテモ此民法テハ差支ヘナイ

(委員長) ソウスルト財産ノ所分ハトウシマス幾人モ子供ガアツテ財産チ幾人ニモヤルト云テ死ンタトキハトウシマス

(栗塚) 其レハ相続テス

(松岡) 相続ト云フ名ハナイ分家テス

(委員長) 日本テハ分家ガ一戸チ爲スガ、家チヤラスシテ財産ハカリヤツタノハトウシマスカ、相続ト云フ字ガ人事編テ定マラヌトキハトウシマス

(松岡) 子弟ガ公債證書チ持テ居テモ相続人ガスルハカリ、之ハ人事編ノ方チ數人ノ相続人ト云フコトカ定マツタトキタ

(栗塚) 大勢ノ子ニ財産ヲ分ツタトキハ何ト名ヲ付ケマスカ

(北島) 千兩ノ公債證書ヲ持テ居レハ財産相続人

(南部) ソウ云フコトハ此處テ論スヘキモノテナイ

(委員長) 人事編ヲ立テナケレハ此法ガ布カレヌト云フ様ニナツ  
テ人事編ヲ日本ハ家督相続ハカリテ宜シイト云フト此條ガ不要ニ  
ナル

(南部) 人事編ヲ議スルトキテナケレハ定マラヌト思ヒマス

(委員長) 人事編ヲ議シタトキ尾崎サンノ説ガ多数ヲ占メテ家督  
相続テナケレハ日本ニハ入ラヌモノト云フト之ガ反古ニナル

(南部) 此條文ケ反古ニナルノテス

(委員長) 此處ハカリテナイ相続ト云フコトハ皆反古ニナル

(松岡) 家名ハ家督相続ト定メテ譯テモアリマセン

(委員長) 私ガ「ボアソナード」ニ云フニ分家ハ家督相続ト云フ

ト日本テハ慣習ガ家督相続人ト同シコトカアルカラ書イテモ差支  
ナイト思ヌツタカラ書イタノテ、其レヲ百姓テモ町人テモ家督相  
續ト云ヘハ大議論テスカラ

(松岡) 華士族ニハ長子相続ガナイ、農工商ハ財産ヲ分ケ家モ分  
ケルカ、此法ヲ書レタ丈ケテ分家ヲシタノモ田地ヲ子弟ニ分ケテ  
ヤツタノモ此法律ヲ適用スルト云フト、分家ハ人事編ト名ヲ付ケ  
ルノトハ違ヒマス

(委員長) 人事編ガ定マラヌ以上ハ此法律ヲ認メヌト云ヘハ人事  
編ガ定マラヌトキハ此法律ハ適用ガ出来ヌカラ若シ人事編ガ想像  
意外ノ結果ヲ現ハセハ此法律ノ相続ノ所ハ皆書換ヘナケレハナラ  
ヌ、ソウスレハ人事編ガ定マランケレハ此法律ハ發布ガ出来ナイ  
(松岡) ソウテハアリマセン他日ノコトハトウナルカ定マツタコ  
トハアリマセン、此處テモ相続ハ必ラス數人ニサセルト定マツタ

ノチハアリマセン

(元尾崎) 数人トシテアルト相續人ガ数人アル様ニ見ヘルカラ

(松岡) 假定ト見テ置ケハ宜シイ日本ニハ是非トモ一人ノ外家名相續ヲサセヌ、外ハ如何ナル財産ヲ貰フテモ他人ニ對スル義務ハ持タセヌト云フコトハ出來ナイ

(栗塚) 起案者カ私ニ云フテ來タノハ一人テアロウト二人テアロウト出來ル様ニ書イテアル大勢ノ相續人ノ場合ニハコウスル、無ケレハ適用セヌ迄ノコト、又日本ニ男ト女ト居テ夫婦ハナイト云フカ知レヌ、西洋流儀ノ夫婦ヲナイカ知レヌ

(渡) 之ハ数人ニ分ツタラ此場合ニハ之ト云フノタカラ此處テ云フテモ定マラヌカラ

(元尾崎) 委員長ハ之ヲ決シ様ト云フノタ

(委員長) 私ノ外ニ氣遣ウコトハナイケレトモ相續ハ家名相續ハカ

リニスルト云フコトガアル様テハ初メカラ能ク論究シテ置カヌト後チニ大キナ論ヲ決スル様テハ困ルカラ初メ相續ハ財産相續モ家名相續モアルト考ヘヌナケレハ此法律ヲ議シテ往ツテモ後チニ家督相續ハカリニスルカ宜シイト云フ論テハ困ルカラ

(元尾崎) 慣習ハカリニスルカ宜シイ

(委員長) 慣習ノ中ニ遺言テ一人ニ公債ヲヤルトカ一人ニ新家ヲヤルトカ一人ニ家ヲヤルトカ云フコトカアル

(元尾崎) 其レヲ相續人ト指スト慣習ガ違ツテ來ル

(委員長) 今ハ云ハヌカ、之ヲ法律カラ財産相續人ト云ハナケレハナラヌ其レヲ貴君ガ名ヲ付ケテ家名ヲ繼タ者ハ家名相續人ト付ケテ財産ヲ相續スルモノハ別ニ付ケルト云フナレハ宜シイガ

(元尾崎) 其レハ別ニ付ケテモ宜シイ英國ノ書物ヲ翻譯シタトキ承繼人トシタコトカアリマス、遺言ヲ財産ヲ引受ケルモノハ「レ

ガシール」承継人テ「サクセー」ヲ相續ト云フ、日本テモ慣習上受ケルノハ「サクセー」テ御座イマスカラ

(粟塚) 起案者ノ考テハ法律上ノ考ヘハ「サクサー」タ

(元尾崎) 日本テハ相續人ト云ヘハ一人テ遺囑ヤ何カチ入レテ財産ヲ受ケルノハ別ノ名ニシタ方ガ宜シイ

(委員長) 其レハ名ハカリテ事柄ヲ止メル論テハアリマセンカ

(元尾崎) 事柄ヲ止メル論テハアリマセン言葉ガ悪ルイ

(委員長) 言葉ハ順序ニ依テ跡ヲ繼クモノトハ區別ガ付イテ居ル

(元尾崎) 其レチ同シク相續人ト云フノハ日本ノ慣習ヲ破ル

(南部) 慣習ガアルカラ慣習ヲ助ケテ行クノタ

(元尾崎) 嫁入りシテ居ル娘ニ財産ヲヤツタノハ相續人トハ云ハヌ遺囑者トカ名義ヲ換ヘレハ宜シイ

(委員長) 相續ト云フ字ニ拘泥シテ居ルカラ仕方ガナイ

(元尾崎) 日本テ親ノ遺言テ財産ヲ分ケテ貰ウノト、或ル國テハ平分シテ貰フノト混淆シテハ困ル、其處チ心配シマス

(委員長) 其レハ人事編テ定メル

(元尾崎) 此處ヘ掲ケテ置クト早ヤ其事ガ定マツテ居ルト云フタ

ロウ

(松岡) 其レハ云フテモ役ニ立タヌ

(委員長) 今度ノ人事編テハ古來ノ如クニ戸主カ自分ノ總領ノ子ニ財産ヲヤツテ、次男三男ハ嫡子ガ引受ケテヤルト云ヘハ其レモ出來ルシ、親ガ分ケテヤロウト思ヘハ出來ルノテシヨウ

(西) 家督相續ト財産相續ト兩方テス

(南部) 何トモ云ハヌトキハ

(西) 家督相續テ行キマス

(元尾崎) 家トカ賣物トカハ家督相續人ガ取ツテ其外ハ平分スル



トアル

(委員長) 松岡サンノ様ニ相続人ト云フコトハ法律ガ定メ又以上ハイケナイト云フ論ハ書物ヲ解スル論ナレハ宜シイガ、之ヲ議シテ行ク人ガ相続財産ニナルヤラ家名相続ニナルヤラ分ラヌト云フ位ノ考テ他日人事編ヲ議スルトキ都合ニ依レハ財産相続ヲ止メルト云フ様ヲモ困ルカラ、トウナルヤラ知レヌ

(松岡) 其レハ人事編ハ元來トウナルヤラ知ラヌト思ヒマスガ、未タ案ハ掲ケテアツテモ見タコトハアリマセン良シ見タ處ガ當ルヤラ當ラヌヤラ分リマセンカラ其レヲ引當テニ明言ハ出來マセンケレトモ相続財産ヲ分ツコトニナレハ多少心得ナケレハナラヌト云フノハ分家ヤ何カチ權利丈ケアツテ義務ハ般ノ者ニ持タセルコトハ出來ナイ之ヲ出セハ何チモ事實ハ相続人トナルカラ適用スルト外見ラレヌ

(委員長) 委員トナツテ議シテ行ク以上ハコウ云フ品物ガアレハ處分ノ仕方ハ是レヨリ外ニナイト思フカラ事カ纏ツテ行クカ、之ガトウナルカ分ラヌ相続編ニ於テ相続ト云フ字ガ變レハ處分ノ仕方迄變ルト云ヘハ之ハ議スコトハ出來ヌ

(松岡) 繼令何ト云フ名ガアツテモ相続ハ相続ニ相違ナイ、之カアレハ之ヲ用フルト云フコトハ出來マスマイ、夫婦ノコトカ用收權ニ在ルカラ亭主ガ保證ヲ立テヨト云フコトハ夫婦ノコトカ定マラヌチハ出來マセン

(委員長) 此委員ガ夫婦ノコトモ之ニ相應スル如クニ定メルト思ハナケレハ此法律ハ先キチ書イタ以上テナケレハ議セラレヌト云フコトニナル

(松岡) 其レハ人事編チ後ニシテ財産編丈ケ先キヘ出シタ國モアリマスガ「スエス」杯ハソウテスカ、相続ノコトハ定マラヌトシ

テ置カナケレハナラヌ

(委員長) ソウ云フ御諭テハ相続ト云フ文字ハ削ツテ仕舞フトノ  
タカラ答へ様ハナイ

(栗塚) 今日ノ分家チ相続人ト見ルカ見ナイカト云フ問題テス、  
彼ノ親父ガ死ヌトキ私ガ相続人チ私ノ妹ヤ弟ガ幾ラカ錢チ貰ツテ  
居ル其レチ相続人ト云フカ云ハヌカト云フトキハ人事編ノトキカ  
又ハ刑法チ無能力者ハ女ト瘋癲白痴ト云フ様ニ此法律チ相続人ト  
云フモノハ何タト云フコトチ定メテモ宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 相続人ト云チウカ、何ト云チウカ、此數人ノ相続人チ  
削ルト云フ論ガアツタカラ削ラレテハ大變タト思ツテ云フ、又松  
岡サンガ云フチ居タカ、人事編ガ出來ナイチモ現在ノ法律チアツ  
タトキハ此條チ適用シナケレハナラヌ

(松岡) 今ハ數人ト云フコトハアリマセン

民権一四ノ七五

(委員長) 貴君ノハ人事編ガ出ナケレハ適用ガ出來ヌト云フノタ  
ロウ

(松岡) ソレハ御聞キ違ヒテス、人事編チ議スル時分ニ此事チ議  
ソウト云フノテス

(委員長) 數人ノ所ハ人事編チナケレハ定マラヌガ數人ノ者ガ出  
來ル様ニナレハ此取扱ヒヨリ外ニ仕方ガナイト云フコトチ見テ置  
イテ貰ハヌト困ル

(松岡) 他日ニナレハ分家ヤ何カハ相続ト云フ名チ付ケレハ他ノ  
權利者チ防クコトハ出來ヌト思ヒマス、唯尾崎サンノ懸念ハ此處  
チ數人トアルカラ人事編ニナツテモ議スコトカ出來ヌト云フコト  
ニナルカラ、其レハ議スルコトカ出來ルト云フノテ、貴君ノ最初  
ノ御説チハ事實サヘ之ニ適ヘハ名目ハ何トアロウトモ數人ノ相続  
人ノアルトキハ之チ當テルソト云フ様ニ聞キマシタカラ

(委員長) 現在コウ云フモノカアレハ當テルト云フノハ法律ガ許シテ居ル

(松岡) 分家ナトハ人事編へ持テ往ツテ義務ヲ負ハセルト云フ目的テ此處ヲ議スルナラ宜シイ

(委員長) ソウ云フ譯テハ處分スル道ハ此道ニ依ラナケレハナラヌ、併シ此處ニ在ルモノハ今日各省ノ違シヤ法律ヲモ多少アリマシヨウ、即チ公衆ニ認メラレテ居ルモノ或ハ財産ナトニ殆ント分派ノ處分チスル様ナモノカアル

(松岡) 後チニ定メナケレハ此通り適用シテ實際當テラレナイ只今分家ト云フ名ガアツテモ本家ノ義務ヲ負ハセマセンカラ

(委員長) 戸主ニ現在ヤツテ居ル相続チヤラナケレハナラヌ其方ハ現ニ法律ガ許シテアルモノハ云フテ行カナケレハナラヌ、其方トソレカラ私ノ恐レタノハ人事編チ發布セヌ以上ハ此法律ガ行ハ

レヌト云フ様ニ聞イタカラソレテハ人事編ガ出來ヌ以上ハ相続ガ定メラレヌ様ニナルカラ

(松岡) 其レハ重ク御聞キ過キニナツタノテシヨウ

(元尾崎) 人事編ハ見マシタカ能クナイト思ヒマス

(村田) ソレハ今日ノ問題チナイ

(委員長) 其レテ家督相続ノ旨意ガ分リマシヨウ、總テ歐羅巴ノ主義ニスルノテハアリマセンカラ

(委員長) 數人ノ相続人ガアルト思テ下サラヌト困ルカラ

(元尾崎) 其レハ知ツテ居リマスガ其レチ直チニ相続人ト見ルカ見ナイカ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千八十四條朗讀ス

第千八十四條 義務ノ全部又ハ一分ノ履行チ得タル連帶債權者

ハ他ノ債權者ノ特別ノ關係及ヒ共通ノ利益ニ於ケル其相互ノ部分ニ從ヒ之ニ其利益ヲ分ツコトヲ要ス

(松岡) 「特別ノ關係共通ノ利益ニ於ケル」ハ入ラヌノタロウ  
(槇村) 此處ハ格別ハナイ

本條ハ原案ニ決ス

第千八十五條朗讀ス

第三款 働方連帶ノ絶止

第千八十五條 働方連帶ハ拋棄ニ因テ止ム其拋棄ハ明示ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

修正案 第三款「働方」ヲ「債權者ノ」ト改ム

(栗塚) 「債權者間ノ連帶」トナリマス

(元尾崎) 其中ノ一人ガ指定ト云ヘハヤルノタネ

(栗塚) 左様テス、併シ明示テヤツテ吳レヌト迷惑シマス

民権一四ノ七六

本條ハ「働方」ヲ「債權者間ノ」ト改ム

第千八十六條朗讀ス

第千八十六條 連帶ノ拋棄ハ債權者ノ一人若クハ數人又ハ其總員ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

總テノ債權者ノ働方連帶ノ拋棄ハ第千七十一條ニ規定シタル如ク受方連帶ノ拋棄カ共同債務者ニ對シテ生セシムルト同一ノ效力ヲ其債權者間ニ生セシム若シ債權者ノ一人又ハ數人ノミカ拋棄ヲ爲シタル者ノ部分ニ付テノミ斷テ爲シ又ハ辨濟ヲ受タルノ權利ヲ失フ

(南部) 七十二條ハ七十一條ノ誤リテ御座イマス

(元尾崎) 「債權者ノ働方」ハ「債權者間」トナリマスカ

(栗塚) 之ハ宜シイ積リテス、次キニ「受方連帶」ト云フコトカアリマスカラ

(村田) 「若シ債權者ノ一人」ト云フ處カラ別項ニナツテ居ル

(栗塚) 成程別項ニナツテ居リマス

本條ハ「若シ債權者ノ一人」ヨリ別項トス

第千八十七條朗讀ス

第千八十七條 連帶ノ拋棄ハ債務者ノ承諾ナクシテ有效ナリ

然レトモ其拋棄ハ之ヲ債務者ニ告知セシカ又ハ債務者明確ニ  
之ヲ知リタルトキニ非レハ前ノ規定ヲ以テ債務者ニ許シタル  
辨濟又ハ其他ノ行爲ニ對シテ之ヲ授囑スルコトヲ得ス

債務者ハ拋棄ヲ利囑スルノ利益アルトキハ之ヲ利囑スルコト  
ヲ得又拋棄カ其權利ノ詐害ニ於テ爲サレタルトキハ之ヲ駁撃  
スルコトヲ得

修正案 左ノ如ク改ム

債務ハ第四百六十二條及ヒ第四百六十三條ニ規定シタル如ク

或ハ義務ノ目的物ノ本性或ハ契約者カ企圖シタル目的或ハ設  
定證書ヲ以テ債務者ノ一人ノ負擔ト爲ス債務ノ指定ヨリ生ス  
ル不可分ノ外尙ホ數人ノ債務者ノ負擔又ハ數人ノ債權者ノ利  
益ニ於テ不可分タルコトヲ得但第四百六十四條ニ指示シタル  
如ク全部履行ノ擔保トシテ受方又ハ擔方ノ連帶ニ適合シ又ハ  
適合セサルコト有リ

此不可分ハ合意又ハ遺囑ヲ以テ之ヲ設定スルコトヲ得之ヲ任  
意上ノ不可分ト謂フ但其不可分ハ明示タルコトヲ要ス

(栗塚) 之ハ翻譯ガ間違ツテ居リマスカラ修正致シマシタ

(村田) 八十八條ハ一條削制レテ居ル

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千八十九條朗讀ス

第千八十九條 任意ノ不可分カ債務者ノ負擔又ハ債權者ノ利益

ニ於テ明示ニテ設定セラレタルトキハ之ト同一ナル本性ノ連  
帶ハ默示ニテ設定セラレタルト看做サル但反對ノ約定アルト  
キハ此限ニ在ラス

修正案 左ノ如ク改ム

債務者ノ負擔又ハ債權者ノ利益ニ於テ任意ノ不可分ヲ設定シ  
タルトキハ之ト同一ナル本性ノ連帶ハ默止ニテ之ヲ設定シタ  
ルモノト看做ス但反對ノ約定アルトキハ此限ニ在ラス

(果錄) 「債務者ノ負擔又ハ債權者ノ利益ニ於テ任意ノ不可分ヲ  
明示ニテ設定シタルトキハ默示ニテ設定シタルト看做ス」ト致シ

マス

(委員長) 「之ト同一ナル」ト云フノハ事柄ノ同シナノチ云フノ  
カ

(果錄) 債務者ノ負擔ニ於テ又ハ債權者ノ利益ニ於テ」ト御座イ

マス

(委員長) 利益モ負擔モ無シト云フト違ヒ様ガナイ

(南部委員) 不可分ヲ設定シタルトキハ又ハ債權者ノ利益ニ於テ  
不可分ヲ設定シタルトキハト云フノテ御座イマス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十條朗讀ス

第千九十條 若シ任意ノ不可分カ債務者ノ負擔ニ於テノミ設定  
セラレタルトキハ其不可分ハ同時ニ債權者ノ利益ニ於テ働方  
タル可キコトノ明定アリタルトキニ非サレハ存立セス  
又債權者ノ利益ニ於テ設定シタル不可分ハ其同時ニ受方タル  
可キコトノ定メラレタルトキニ非サレハ債務者ノ負擔ニ於テ  
存立セス

修正案 左ノ如ク改ム

債務者ノ負擔ニ於テ設定シタル不可分ハ同時ニ働方タル可キ  
コトノ明示アルニ非サレハ債權者ノ利益ニ於テ存立セス  
又債權者ノ利益ニ於テ設定シタル不可分ハ同時ニ受方タル可  
キノ明示アルニ非サレハ債務者ノ負擔ニ於テ存立セス

(果敢) 「債權者ノ負擔ニ於テ設定シタル不可分ハ同時ニ働方タ  
ルヘキヌコトノ明示アルニ非サレハ債權者ノ利益ニ於テ存立セス  
」トナリマス

(委員長) 前條ノ「同一ナル本性」ト云フト一方ノ義務ガ不可分  
テ設定サレタトキハ權利モ設定サレルト云フノチスカ

(果敢) ソウテハアリマセン不可分ガ明示テ設定サレタトキカ連  
帶カ默示テ設定サレル

(委員長) 不可分タカラ連帶シナケレハナラヌト云フノタロウ

(果敢) 此義務ハ不可分ニシ様ト云ヘハ自カラ連帶ノ義務ト看做

民國一四ノ八〇

スソヨ

(委員長) 同一ナル本性ト云フコトハ同シ事柄ト云フコトカ

(果敢) 債權者ノ利益ニ於テ任意ニ連帶スルト云フノチス、不可  
分ガアレハ連帶ガアル

(委員長) 不可分ノ處テ連帶セヌコトカアツタ

(果敢) 「但反對ノ約定アルトキハ此限ニアラス」テス

(南部) 四百五十九條カラ以下ハ皆連帶ト不可分ト兩方テ御座イ

マス

(委員長) 四百九十二條ノ二項ト低觸シマス

(南部) ソレハ千八十九條ニ御座イマス

(果敢) 「之ト同一ナル本性ノ連帶」ト云フコトハ入ラヌノチス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時正午閉會

民法草案擔保編筆記七十五回

自第一千九十一條至第一千  
百五條及千八十七條追加



民權一四ノ八一

民法草案擔保編議事筆記第七十五回 自第一千九十一條至第一千九百五條及千八百七十七條追加

明治二十一年七月三十日午前八時三十分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

第一千九十一條朗讀ス

第一千九十一條 受方ナルト働方ナルトチ間ハス任意チ不可分カ  
 明示ニテ設定セラレタルトキハ受方又ハ働方ノ連帶其モノカ  
 明示ニテ排除セラレサルニ於テハ從來ノ債務者又ハ債權者ノ  
 間ニ於テ右連帶ノ效力チ生セシム  
 其他若シ債務者又ハ債權者ノ一人カ數名ノ相續人チ遺シテ死  
 亡シタルトキハ債務者ノ各相續人ハ全部履行ノ要求チ爲スコ  
 トチ得但其各自ノ間ニ於テ連帶アルコト無シ(第二千二百四  
 十九條第二項)

修正案 第一項「不可分カ」チ「不可分チ」ト改メ「設定セラ

レタルトキハ「設定シタルトキハ」ト改メ「連帶其モノ  
カ」チ「連帶チ」ト改メ「排除セラレサル」チ「排除セサル」  
ト改ム又「從來ノ」ノ三字ヲ刪ル

(栗塚) 本條ハ僅カ修正致シマシテ「受方ナルト働方ナルトチ間  
ハス任意不可分ヲ明示ニテ設定シタルトキハ受方又ハ働方ヲ明示  
セサルニ於テハ債務者又ハ債權者」トシテ「從來ノ」チ削リマシ  
タ、之ハ起業者ニモ申シテヤツテ何ソノ爲メニ從來ノト云フ字チ  
置イタカト間フニ相續人ノコトヲ開フラシイガ、相續人ノコトハ  
後トテアリマスカラ未タ申スコトハ入りマスマイト、言フテヤリ  
マシタガ起業者モ之ハ異存ハ無イ鹽梅テアリマスカラ、「從來ノ」  
ト云フ字ハ削リマシタ

(元尾崎) 各自ノ間ニ連帶アルコトナシト云フハ如何

(栗塚) 相續人中ニ連帶ハナイ相續人ヲ除キ相續人カラシテ債權

民権一四ノ八二

者ノ相續人カラ要求チ受ケルコトカアルカ、相續人中ニハ連帶ハ  
無イト云フノテアリマス、甲、乙、丙トアツテ丙ノ相續人ノ間ニ  
連帶ハ無イト云フコトテアリマス

(元尾崎) 相續人ハ銘々部分ニ應シテスルノテスカ

(栗塚) 左様テス

(南部) 乍併訴ヘルコトハ一人ニ對シテスルノテアリマス

(元尾崎) 一人カ私ノ分丈ケ出シテ連レルコトハ出來ンカ自分カ  
自分ノ分丈ケ出シテ後トハ知ラント云フコトカ出來ルカ

(栗塚) 出來マス

(元尾崎) 相續人一人ニ對シテ請求シテ全部分チ拂ハナケレハナ  
ランカ

(栗塚) 債權者ニ對シテハ不可分タカラ拂ハナケレハナリマセン

(南部) 甲ノ相續人ハ乙相續人連帶テヤツテ往クコトハ出來マセ

ン

(清岡) 「排除セサルニ於テハ」テスカ

(栗塚) 左様テス

(委員長) 宜シケレハ先キヘ参リマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十二條朗讀ス

第千九十二條 從來ノ債務者ノ一人ニ對シ又ハ死亡シタル債務

者ノ相続人ノ一人ニ對シテ時効ヲ中斷スル原由ハ亦總テノ債

務ニ付キ他ノ債務者又ハ相続人ニ對シテ中斷ヲ生ス

又從來ノ債務者ノ一人ノ權利又ハ死亡シタル債權者ノ相続人

ノ一人ノ權利ヨリ生スル時効ノ中斷又ハ其停止ノ原由ハ他ノ

債權者又ハ相続人ヲ利ス

(栗塚) 「從來ノ」ト云フ字ヲ削ツタノハ之ハ債權者ト云フノ間

民衆一四ノ八二

民衆一四ノ八三

違ヒテ「債務者ノ一人ニ對シテ」トシテ「原由ハ」ノ下「亦」ヲ  
削リマシタソレカラ二項ノ「從來」モ削リマシタ債權者ハ債務者  
ノ間違ヒテアリマス

(元尾崎) 一人連帶ノ時効中斷トアルハ後トハ皆ナ中斷シテ仕舞  
ウカ

(南部) 左様テス

(横村) 宜シイ

本條ハ一、二項トモ「從來ノ」ヲ削リ「亦」ヲ削リ第二項債務  
者」トアルハ「債權者」ト正誤ス

第千九十三條朗讀ス

第千九十三條 相続人ノ一人ノ付通滯及ヒ過愆ハ他ノ相続人ヲ  
害セス

相続人ノ一人ニ不利ナル被理事物、自白及ヒ裁判外ノ宣誓ニ

付テモ亦同シ（第一千二百三十二條、第一千二百三十三條）

（栗塚） 「被理事物」ハ再調査テ何ントカ直ステアリマシヨウ

（元尾崎） 何ウ云フコトテスカ

（栗塚） 捌カレタ物ト謂フノテアリマス之ハ何ウシテモ通りマス

マイカ去リトテ今日迄參イッタカラ被理事物ト云フ字ハ再調査テ何

ントカ相談シテ定ノ様ト云フノテアリマス

（元尾崎） 被理事物ハ困ルネ

（栗塚） 乍併今日ハ此儘通シテ再調査テ何ントカ致シマス

（村田） 被理事物ノ下ニ又同~~ク~~一不利ナルト云フ字ハ御座イマセ

ンカ

（栗塚） 其意味テハ御座イマスカ佛文ニハ御座イマセン

（元尾崎） 裁判外ノ宣誓ト云フノハ

（栗塚） 自白マテ及ヒ裁判外宣誓ト云フノハ證據ノトキ定マルノ

テアリマス

（清岡） 讀ミ惜クハ御座イマセンカ相續人ノ一人ノ不利ナルト云

フハ前項ト同シ事柄テハナイカ相續人ノ一人ノ爲シタル爲メニ、

ソレカ他ノ相續人ヲ害セスト云フノテシヨウカ、相續人ノ一人ノ

不利ナルハ、ト云ウカ不利ナルモノチ、他人ノ所テシテモ其人ノ

不利ガ能ハント云フ證據ニ他ノ相續人ト云フハ上ニアルカラ、工

合カ良イカ何ウカ

（栗塚） 「亦同シ」テ他ノ相續人ヲ害セス、テアリマス

（村田） 續イテモ他ノ相續人ヲ害セス、ト云フノテアリマス

（栗塚） 被理事物ト云フ字カ追テ定マリマスト裁判外宣誓ト云フ

ノハ證據ヲ論スルトキ大概削除ニナロウト思ヒマス

（元尾崎） ソンナラ宜シイ

（委員長） 宜シクハ先キヘ參リマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第千九十四條朗讀ス

第千九十四條 債權カ同時ニ受方又ハ働方ニテ連帶及ヒ不可分ナルトキハ第五百三十二條及ヒ第千八十五條ニ記載シタル區別ニ從ヒ明示ナルト默示ナルト中間ハス連帶ノ拋棄ハ亦任意不可分ノ拋棄ヲ惹起ス

右ニ等シク二箇ノ抵保ノ併セ存スル場合ニ於テ不可分ノ拋棄ハ連帶ヲ存立セシム

修正案 第一項「受方」ノ上「同時ニ」ノ三字ヲ刪リ「働方ニテ」ノ下ニ「同時ニ」ノ三字ヲ挿入ス

第二項「右ニ等シク」ヲ「右ト同シク」ト改メ「抵保」ヲ「擔保」ニ「併セ」ヲ「共ニ」ト改ム

（元尾崎） 「同時ニ」ト云フハ

（栗塚） 連帶ト不可分ガ同時テアリマス

（村田） 右ト同シクト云フコトハ何ウカ

（栗塚） 右同一ノ場合ト云フ鹽梅ニ見ルノテス

（南部） 不可分ト思ハウカ連帶ガアルト云フノテス

（栗塚） 不可分ハ拋棄シテモ連帶カ残ツテ居ルノテス實ハ右ノ場合ヲモ良イノテス

（村田） ソレテ宜シイノテス

（元尾崎） 二箇ノ擔保ト云フハ何ウ云フコトカ

（栗塚） 不可分ト連帶ト存シテ居ルノテス

（村田） 右ノ場合ニ於テ、トシテハ如何

（栗塚） 擔保ト共ニ存スル、ト首ハス、右ノ場合ニ於テ不可分ハ連帶ヲ存立セシムト言ツテモ宜シイテシヨウ

（元尾崎） 宜シイ

(村田) 宜シイ

(委員長) 「ト同シク」丈チ削ツタラ善カロウ

(栗塚) 同時ニ連帶及ヒ不可分ナルトキト云フノテアリマス

(村田) 「右二箇ノ擔保ト共ニ存スル場合ニ於テ」チ宜シイ

(栗塚) ソレチ宜シイ

(南部) 宜シイ

(西) 宜シイ

本條ハ第一項「右二箇ノ擔保ト共ニ存スル場合ニ於テ云々」トシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十五條朗讀ス

第千九十五條 天然不可分ノ事項ニ關スル四百六十五條乃至第四百七十條、第五百二十三條第四項、第五百二十八條第三項、第五百三十一條第一項、第五百三十五條、第五百三十七條

第二項ハ第五百四十三條第四項、第五百五十八條及ヒ第五百

五十九條第二項ノ條例ハ任意ノ不可分ニ適用スルコトヲ得ヘ

キトキハ之ヲ適用ス

債權者カ不可分ニテ義務ヲ負フタル債務者ノ代位ニ因テ得ル

コト有ル可キ抵保ヲ滅失セシメ又ハ減少セシメタルトキハ其

債務者ハ債權者ニ對シ第千七十三條ヲ援唱スルコトヲ得

修正案 第一項 冒頭「天然ヨリ關スル」迄ヲ刪リ「條例」チ

「規定」ト改ム

第二項 「抵保」チ「擔保」ニ改メ「第千七十三條ヲ援唱スル

コトヲ得」チ「第千七十三條ノ免責チ申立ルコトヲ得」ト改

ム

(栗塚) 「援唱」チ申立ルト、シマシタ、モウ之テ悉皆分ツタコ

トテアリマスカラ、第何條何條ト云フテ不可分ニ適用スルコトカ

出來タラ適用シロト云フノテアリマス

(元尾崎) 代位ニテ得ルコトカ出來ルト云フノカ

(栗塚) 代位ニテ得ルコトノ出來ル擔保テアリマス

(元尾崎) ソレチ滅失シタト云フノハ何ウ云フ譯ケカ、無クシタ

ト云フノタロウ、人チ無クシタノテハナカロウ

(南部) 擔保物ノ方テアリマス

(栗塚) 貴君カ南部サンニ金チ借シテ擔保チ取ツテ居ル、スルト

私カ貴君ニ係ツテ質カ何カニ取ルコトチ出來ルノテ貴君ニ金チ拂

ツテ貴君ノ質チ取ツテ私カ貴君ニ代ツテ南部サンニ對シテ私カ債

權者ニナルコトカ出來ルノテアリマス

(元尾崎) 免責チ申立ルコトチ得ト云フノハ

(栗塚) 實ハ免カレマシタト云フノテアリマス

(元尾崎) 質チ無クシテ仕舞テ、無論借リテ居ル、ヤツカ金チ以

テ是非返シテ吳レト云フ權利ガアルタロウ

(栗塚) アリマス併シ又質物チ無クシテ仕舞ツタラ返サントモ言

ヘルノテアリマス

(村田) 宜シイ

(榎村) 宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十六條朗讀ス

第千九十六條 留置權カ此法律第二編及ヒ第三編ノ特別條例チ

以テ債權者ノ爲メニ認メラレタル場合ノ外亦債權者カ既ニ正

當ノ理由ニ依リ其債務者ノ動産物又ハ不動産物チ占有シ且債

權カ此占有ニ連繫シ又ハ債權カ債權者ヨリ爲シタル其物ノ讓

渡ニ因リ或ハ其物ノ保存ノ爲メニ爲シタル費用ニ因リ或ハ所

有者カ其物ニ生セシメタル損害ノ責ニ任ス可キトキハ此損害

ニ因リ其物ニ關シテ生シタルトキハ其債務者ノ動産物又ハ不  
動産物ニ付キ總テノ債權者ニ屬ス  
委任ヲ受ケスシテ他人ノ事務ヲ管理シタル者ハ必要ノ費用及  
ヒ保持ノ費用ノ爲メニ非サレハ其管理シタル物ニ付キ留置權  
ヲ享有セス

修正案 第一項左ノ如ク修正ス

留置權ハ此法律第二編及ヒ第三編ニ於テ特別ニ之ヲ規定シタ  
ル場合ノ外亦債權者カ既ニ正當ノ理由ニ依リ其債務者ノ動産  
又ハ不動産ヲ占有シ及ヒ其債權カ其物ノ讓渡ニ因リ或ハ其物  
ノ保存ノ費用ニ因リ或ハ其物ヨリ生シタル損害賠償ニ因リ其  
物ニ關シ且其占有ニ連繫シテ生シタルトキハ其債權者ハ占有  
シタル動産又ハ不動産ニ付キ留置權ヲ有ス

第二項 「委任ヲ受ケスシテ」ヲ「委任ナクシテ」ト改ム

(松岡) 「亦」ト云フ字ハ削ツタ方ガ宜シイ

(栗塚) 場合ノ外「亦」ト云フ字ハ削ルノテアリマス

(松岡) 理由ト云フハ名義ト同シテアリマスカ

(元尾崎) 二項ハ原案ノ方カ良イ様テアリマス

(栗塚) ソレテモ宜イノテス、只原文ガサンマシトアリマス

カラ、ヤツタノテ別ニ必要ハアリマセン

(村田) 債權者カ讓リ渡スノテスホ

(栗塚) 左様テス

(村田) 債權カ其物ノ讓リ渡ニ因リ、ト致シマシヨウカ

(栗塚) 意味ハ分ル積リテアリマス、其物ノ讓リ渡シニ因リ其物

ニ關シテアリマス

(村田) 其物ノ讓リ渡シハ債權者ニテモ讓リ渡シタ様ニ見ハセン

カ



(栗塚) 皆サンガ分ラント云フナレハ改ノマシヨウ

(松岡) 獨乙ノ押ヒ置キハ何ント譯シタ、之ハアレストト云フ字トハ違ヒマスカ

(栗塚) 違ヒマスアレストハ差止ノトアリマシタ、之ハ留置キテアリマス

(村田) 自分ノ手ニアルカラ押ヘルト云フノテアリマス

(松岡) 掘リ置キテアリマス

(村田) 譲リ渡シハ私ハ債權者ヨリト云フ字ヲ入レテハ良イタロウト思ヒマス

(栗塚) 後トニ債權者ヲ出シタノテアリマス

(村田) 分リマスカネ

(大尾崎) 債權カ其物ノ譲リ渡シニ因リト云フハ何ウ云フコトニナリマスカ

(栗塚) 其債權カ生スルト譲マナケレハナリマセント存シマス、

扱テ其債權カ生シタハ何ウシテカナラハ譲リ渡サナケレハナラント云フノテ詰リ貴君ニ私カ家ヲ賣ル、賣レハ譲リ渡シテヨイ家ヲ賣ル、ト云フコトカラシテ金ヲ取ルト云フ債權カ生シタノテソウ

シテ未タ占有シテ居ルノテ又時計ヲ貴君ニ賣ル、スルト金ヲ取ルト云フ債權者カ生スルカ未タ時計ヲ持ツテ居ツタナラ止メテ置ク

コトカ出來ルト云フノテアリマス

(大尾崎) 成程

(村田) 債權者ヨリト云フコトカナクツテ分ルカ、私ハ債權者ヨリト云フ字ヲ冠ラシテ宜シイト思ヒマス

(松岡) 鈍ナ、修正テスカ、笑ヒ草ニ出シテ見マスカ「連繫シ」ト云フ字ヲ後ニ題シテ「場合ニ因リ」トシテ「其物ニ關シテ」ト

云フハ讀ミ悪イ「動物不動産占有及ヒ債權カ其物ニ關シテ即チ讓

リ渡保存ノ場合ニヨリ生シ其債權者ハ「トシテ分リ善イカト爲思  
フカニツノ條件ト云フハ「占有」トヤツテモイカヌ、即チ讓渡ト  
カ損害トカ云フモノニ因テ生シタトキト並ヘテ仕舞ト良イカト思  
フ、其占有チ連繫シテ生シタルト云フ、連繫ト云フカ些ト縁カ惡  
クハナイカト思ヒマス

(南部) 時計カ損シタテスネ、之チ修復シタ場合ニ物々ニ關シテ  
費用カ生シタノテス、而シテ費用カ即チ此占有チ此方カラ連有シ  
テ居ル事柄ニ關連シテ居ラナケレハナラン、別ノ事柄チ生シテハ  
往カンノテ占有シタト云フ品物ト其物カラ生シタ事柄ト續カナケ  
レハナラン

(松岡) 其物チ占有シテ居ラナケレハナラン其物カラ生シタト云  
フト、否トモ續イテ居ルハ言ハストモ免カレヌノテス

(南部) 債權ト云フモノカ占有ニ關係シテ居ラナケレハナラン別

ノ事柄カラ起ツタラ仕様ハアルマイ

(村田) 英文ハ松岡サンノ言フ様ニ書イテアル、占有ニ因リ生シ  
タル、ト矢張占有ニ關係シタトキ又ハ彼ニ因テ讓渡シタル、斯々  
云フ、保存スル爲メ生シタルトキ或ハ損害ノ生シタルトキハ所有  
者ガ責任チ負フ可キトキ費用ニ付トアリマス占有ハ勿論ソレカラ  
占有ニ連繫シテ居ラナケレハナラン

(松岡) 意味ハ分ランカ其占有ニ連繫シテ生シタルト云フコトカ  
或ハ占有ニ連繫シテト云フコトチ除ケタイ

(清岡) 之チ分ランコトハナイ併シ連繫ト云フコトハ除ケテ仕舞  
チモ宜イコトハヨイ

(栗塚) 除ケルコトハ往カン

(元尾崎) 費用カ掛タラ出スマテ留メテ置タト云フノタ

(栗塚) ソウテス生シ方ノ源シツチ示シタノテアリマス其債權ト

云フモノソレカラ占有ニ連繫シテ生シタナレハト云フノテアリマ  
ス

(松岡) 連繫シテ生シタト云フノト其物ニ關シテ生シタト云フノ  
ト生スルト云フノハ連繫ト云フノ間ニ續クナレハ格別テス

(栗塚) 其物ニ關シ生シ且其占有ニ連繫シタトキト云フコトニ書  
ク説モアリマシタカ同シテアリマスカラ

(松岡) 生スルハカリテナクシテ、事柄カ占有シ居ル物ト連繫ト  
云フコトニタ

(栗塚) 其物ニ關シテ生シ且占有ニ連繫シテ生シタルトキトシテ  
モ宜シイ

(松岡) 文例ハ外ニモ見ナイヨウテ債權カ物ノ讓渡ニ因リ何ニ因  
リ其物ニ關シテト三ツノ因リテ宜シイ

(栗塚) ヨリ、其物ノ上ニテス、動産又ハ不動産ニ關シテアリマ

ス

(松岡) 物ノ讓渡、物其モノニ爲シタ

(栗塚) 其物、動産不動産テアリマス、詰リ生シ方ノ三通リアル  
ト云フテ示ス爲ノテアリマス

(村田) 法律ニ原由シテ既ニ債權者ガ占有シテ居ル動産不動産ソ  
レカラ占有ニ屬シテ居ルモノ、彼ノ請求ガ占有ニ屬シテ居ルモノ  
ソレカラ今一ツ生スルト云フノテ其財産ニ關シテ生シ其トキ債權  
者ガ賣渡ニ付起タ原由トカ或ハ財産チハ保存シテ置タ費用トカ或  
ハ品物ニ付損害ノ起タトキソレハ所有者ガ賣チ買ハナケレハナラ  
ン處ノ費用テスネ、夫ニ付財産上ニ占有ガ出來ルト云フノテアリ  
マス

(栗塚) ソウテス、同シテス

(松岡) 此條件ハ二ツ、一ツハ正當ノ原由ト一ツハ占有ト此二ツ

ハ留置權ヲ以テスルノテス

(栗塚) 註ノ意ヲ採テヤツタノテアリマス

(大尾崎) 分テハ居ル、之ヨリ良イ修正ガアレハ兎モ角モ之テ分

テ居リマス

(村田) 即ハ元ノカ分テハ居ル

(栗塚) 意味ハ些トモ變ヘマセン

(南部) 元ノニスルト、占有、連繫、環流トシ三ツニナル

(栗塚) 註ニ依テモ明カニ二ツノ條件テアリマス

(松岡) 又ハト云フノハ即チト解シテ讀メハ宜シイ決シテ三ツノ

條件テハアリマセン

(樞村) 修正通りテ宜シイ

(委員長) 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十七條明讀ス

第千九十七條 若シ債權者カ其留置スルノ權利ヲ有シタル物ノ

一分ノミチ留置シタルトキ保存シタル部分カ總テノ債務ヲ擔

保スルニ足ルニ於テハ其部分ハ總テノ債務ヲ擔保ス

之ニ反シテ債權者又ハ其相續人ハ債務者又ハ其相續人ヨリ一

分ノ辨濟ヲ享ケタリト雖モ全部ノ辨濟ヲ受クルニ至ルマテ留置權ニ服シ

タル總テノ物ヲ保存スルコトヲ得(第二千八十三條)

修正案 第一項 冒頭「若シ」ノ二字ヲ刪リ「物ノ一分ノミチ云

々」ヲ「物ノ一分ノミチ留置シタルトキ其部分ハ總テノ債

務ヲ擔保スルニ足ルニ於テハ之ヲ擔保ス」ト改ム

同條第二項「享ケ」ヲ「受ク」ト改メ「保存」ヲ「留置」ト

改ム

(清岡) 之ハ原案カ宜シイ